

議 事 日 程 (1)

平成30年9月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 行政報告
- 第4 同意第3号 監査委員の選任同意について
- 第5 議案第47号 芦屋町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第48号 芦屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第49号 芦屋町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第50号 指定管理者の指定について
- 第9 議案第51号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 第10 議案第52号 町道の路線認定について
- 第11 議案第53号 平成30年度芦屋町一般会計補正予算 (第2号)
- 第12 議案第54号 平成30年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- 第13 議案第55号 平成30年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 第14 議案第56号 平成30年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第1号)
- 第15 認定第1号 平成29年度芦屋町一般会計決算の認定について
- 第16 認定第2号 平成29年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定について
- 第17 認定第3号 平成29年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第18 認定第4号 平成29年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第19 認定第5号 平成29年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について
- 第20 認定第6号 平成29年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について
- 第21 認定第7号 平成29年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について
- 第22 認定第8号 平成29年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について

- 第23 報告第6号 専決処分事項の報告について
- 第24 報告第7号 専決処分事項の報告について
- 第25 報告第8号 平成29年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告について
- 第26 報告第9号 平成29年度芦屋町一般会計継続費精算報告について
- 第27 報告第10号 地方独立行政法人芦屋中央病院の平成29事業年度における業務実績に関する評価結果について
- 第28 報告第11号 地方独立行政法人芦屋中央病院の第1期中期目標期間に見込まれる業務実績に関する評価結果について
- 第29 一般質問における発言内容の調査特別委員会報告について

追加日程第1 議長不信任の動議

---

【 出席議員 】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 刀根 正幸
5番 妹川 征男	6番 貝掛 俊之	7番 田島 憲道	8番 辻本 一夫
9番 川上 誠一	10番 松上 宏幸	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

---

【 欠席議員 】 (なし)

---

【 欠員 】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明      書記 横田 和雄      書記 中山 理恵

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	柴田敬三
都市整備課長	松浦敏幸	税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治
住民課長	藤永詩乃美	福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏
産業観光課長	溝上竜平	学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香
競艇事業局次長	藤崎隆好	企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也

---

【 傍 聴 者 数 】 1 5 名

---

○議長 小田 武人君

おはようございます。

会議に入ります前に、執行部より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

おはようございます。先日お配りしました平成29年度芦屋町公営企業会計決算審査意見書に一部記載誤りがございましたことに対しまして、訂正してお詫び申し上げます。各議員の席に正誤表を配付しております。今後このような間違いがないよう十分注意をまいります。御迷惑をおかけして、まことに申しわけございませんでした。

以上でございます。

.....  
午前10時00分開会

○議長 小田 武人君

それでは直ちに会議を始めます。

ただいま出席議員は12名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成30年芦屋町議会第3回定例会を開会いたします。（「議長、動議です」と呼ぶ者あり）田島議員、何の動議でしょうか。

○議員 7番 田島 憲道君

田島憲道です。おはようございます。

あなたに対する議長不信任決議の動議を提出させていただきます。

○議長 小田 武人君

賛成議員はおられますか。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長 小田 武人君

賛成議員はおられますので、動議は成立いたします。しばらく休憩いたします。

午前10時02分休憩  
.....

午前10時20分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

お諮りいたします。議長不信任の動議を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることは可決することに決定いたしました。

ここで副議長と交代いたします。副議長。

〔議長 小田 武人君 退席、副議長 内海 猛年君 着席〕

---

追加日程第1. 議長不信任の動議

○副議長 内海 猛年君

本件につきましては、小田議長の一身上に関する事件であるため、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、小田議長の退場を求めます。

〔議長 小田 武人君 退場〕

○副議長 内海 猛年君

追加日程第1、議長不信任決議案についてを議題といたします。

それでは、本件について、田島議員に趣旨説明を求めます。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

7番、田島憲道です。

私は、芦屋町議会小田武人議長に対する不信任決議案の提案理由を説明いたします。

この4年近くの間、小田議長の芦屋町議会の采配ぶりを間近で見えてまいりました。地方創生の時代、この芦屋町においても、議会は積極的に発言し、施策を打ち出していかなければなりません。住民に親しまれ、信頼される議会となるために、常に議会改革に取り組まなければならないと考えます。

去る平成26年、芦屋町議会は議会改革特別委員会調査結果報告書を提出しました。あなたは当時の議会改革特別委員長で、提出者であります。そのあなたが議長に就任したことにより、我々は議会が活性化されるだろうと大いに期待をしましたが、あなたが積極的に議会改革に取り組んだとは言い難い。また政策形成、執行機関の監視といった議会機能の充実・強化を図る上で、議会として山積する問題があるにもかかわらず、あなたの議長としての資質は、疑問に思うところであります。

例を挙げれば、芦屋町議会運営基準107があります。これは、提出議案に関する一般質問は原則行わない(平成22年12月15日議運)ということであります。これまで私を含め、一般質問の通告を提出しますが、この規定のため、質問を取り下げなければならなかったことが幾度もありました。このことは、何度もあなたに相談しており、全員協議会や議運の場でも議論になりました。そして、この9月議会において、私の提出した通告書は、議会事務局長により受理され

たにもかかわらず、その夜には、受け付けられないという文書をあなたは、私の自宅へ持参しました。あなたからは事前に、私に対して、今議会で議案として上がるという一言のアドバイスもありませんでした。実にコミュニカ不足、指導力の欠如であると思います。

そして、今年の12月議会において当時の民生文教委員長に対する不信任決議におかれても、本来は、保護者から事前に議長への相談があったにもかかわらず、あなたはこれを放置しました。結局、匿名による文書送付や住民相談により、議員それぞれが知る事態となりました。また、6月議会の最終日であっても、その対応ぶりに、疑問を抱かざるを得ません。議長は常日ごろ、私どもに、議長の立場として、あくまでも公平、公正、中立的なものでなければならぬと、お話になります。しかしながら、6月20日芦屋町議会6月定例議会最終日では、議長の議事の進め方は著しく中立性を欠くものでありました。そのろばいぶりは、録画中継で周知のものとなるはずであります、いまだ公開されないのは、いかなる理由でありましょうか。

以上のことから、今後、円滑な議会運営を図るためにも議員各位の御賛同をお願いし、ここに議長辞職を求める不信任決議案を提出するものであります。大変重要な決算議会の前にこのような決議案を出させていただくことになりましたこと、本当御迷惑になりますが、何とぞ議会の正常化を図るためだと理解していただきたくお願いしたいと思います。

以上です。〔拍手〕

**○副議長 内海 猛年君**

以上で、田島議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから、質疑を行います。本件についての質疑を許します。横尾議員。

**○議員 11番 横尾 武志君**

その前にね、今、田島議員が趣旨説明をちょっと配付してもらえん。趣旨説明。聞いただけじゃちょっと。配付。

**○副議長 内海 猛年君**

しばらく休憩いたします。

午前10時28分休憩

.....

午前10時45分再開

**○副議長 内海 猛年君**

再開いたします。ただいまから質疑を行います。本件についての質疑を許します。松岡議員。

**○議員 2番 松岡 泉君**

質問させていただきます。2番、松岡です。

1年半前にですね。小田議長は2回目の議長になられました。その際ですね、田島議員が議長

選において、小田議長を推挙されていると思いますけれども。1年半前にですね、そういったことで推挙されているにもかかわらず、今回この動議を出される意味についてお伺いいたします。

○副議長 内海 猛年君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

御質問、承りました。

最初から私は小田議長を推しとったわけではありません。我々が推す候補がある中で、やはり勝たなければいけない。その中において、勝つためにはどうするかということで、最終的の最後のぎりぎりの段階で議長に頭を下げに行って、承諾をいただきました。

それ以前ですね、その1年半前の約2年間、小田議長は私どもが推した議長ではありません。しかしながら、いろいろな不満もありましたが、1年半前の結果は今言ったとおりであります。

以上です。

○副議長 内海 猛年君

ほかに。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

妹川です。

この文面を見ますと、ちょうど3分の2のところの辺にですね、この9月議会において私の提出した通告書は議会事務局長により受理されたにもかかわらず、その夜には受け付けられないという文書をあなた、いわゆる小田議長ですね、は、私の、まあ田島議員の自宅へ持参した。これはどういう文書なんでしょうか。

2点目。そして昨年の12月議会において、当時の民生文教委員長に対する不信任決議においても、本来は保護者から議長への相談があったにもかかわらず、小田議長はこれを放置した。これはどういう意味でしょうか。

一応、2点をお願いします。

○副議長 内海 猛年君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

まず1つ目の御質問ですが、8月29日に、正午ですね、一般質問の通告の締切日であります。その30分前に私は電子メールで事務局に送付しまして、事務局に向かってそれを受理していただくために、要は待機しておりました。私の前に妹川さんが長いこと打ち合わせをしておりましたので。私も20分か30分間待った中で、通告書をね、事務局長に提出したんですが。その前回、6月議会ですね、私の一般質問が途中で、中途半端な形で終わっとるわけですよ。私の一般

質問の最中に動議が入ったので、そこで中断せざるを得なくて、その後ですね、私の一般質問通告1はですね、再開できませんでした。②に移ったわけですよ。だからその①に関してね、完結を、質問をさせてもらわないと、皆さん何がなんだかわからないと思うんですよね。サスペンスドラマのね、1時間番組のサスペンスドラマでね、前半の25分で終わってね、残りを聞けない、見れないといったら、何がなんだかわからないでしょ。だから私はこの議会において、6月議会に出したね、通告1の途中からさせてもらうことはもう、かねてから決めておりました。しかしながら、受け付けていただけなかったんですが、議長が持参した文書がここに 있습니다。読み上げましょうか。よろしいですか。

**○副議長 内海 猛年君**

どうぞ。

**○議員 7番 田島 憲道君**

日付は8月29日になっていますね。田島憲道殿。芦屋町議会議長、小田武人。一般質問通告の不許可について（通知）。

本日、貴殿が議会事務局宛てに提出された平成30年第3回定例会における一般質問通告書の内容については、芦屋町議会運営基準107の規定に該当するため、議長において不許可とする旨通知します。

芦屋町議会運営基準107、提出議案に関する一般質問は原則行わない。平成22年12月15日議運と書かれております。これがですね、私が自宅に帰っておりませんでしたので、夜9時くらいですかね、議長が訪ねて持ってきたということで、これで私は一般質問ができないということになったんですよね。翌日が議運。議運で、私は議運のメンバーじゃありませんから、そのように議運で決まったということで、ふがない思いをしております。

続いて2はですね、議長がなぜ放置したということではありますが。これは議長のほうに保護者の方がね、議長室に相談に行っております。それは去年の盆以降だと認識しておりますが。それにもかかわらず、議長は対処しなかった。その方は議員さんの公務とその政治活動ですね、どこからどこまでが公務なのか。これは高浜公民館で行われた盆踊り大会に出ることが公務なのか。そういったことを相談、質問に来たわけです。それに対して議長は、私が聞くところによる、これは議長にも聞いております。招待状が来たら公務であるが、みずから参加するのは政治活動、何かぐちゃぐちゃ言った中で、そのまま時が流れた中で、匿名の文書やら、それぞれ議員が電話をもらったり、相談を受けたりする中で12月の議会において委員長が職をやめられて、新しい委員長が就いたという流れであります。

以上でよろしいですか。

**○副議長 内海 猛年君**

ほかに。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

拒否をされたということでしょうかね。今の拒否をされた。一般質問の通告書は議会事務局は引き受けたが、議長が今の文書をもって受け付けられません、拒否されたということだろうと思いますが。

私はこの本議会、今、きょう本議会がある1週間ほど前に議会運営委員会がありました。議会運営委員会で私は今度の一般質問の質問者は4名であると。でも私が今先ほど言われたように、一般質問、11時半ぐらいに行って、議会事務局長といろいろ私の通告書の内容について話をして、田島議員は途中で来られたから、当然、田島議員も第5番目としてですね、一般質問をなされるんだろうと判断しておりましたが、この議会運営委員会の中ではですね、そのことを申し上げたところ、田島議員は辞退したと。そういうふうに議会運営委員会の委員長である横尾議員から、横尾委員長から話があったんですが。本当に辞退されたのかなあと思いました。本来ならば、その場におられる小田議長のほうからですね、この田島議員の一般通告書については、辞退したなり、拒否したとか、何かそういうことをおっしゃっていただいたらよかったですよ。横尾議員がかわってですね、辞退したということを言われましたが、あなたは辞退したんですか、それとも拒否されたんでしょうか。

それから、田島議員の一般質問の通告書は受け付けられませんでしたけど、どのような内容であったのか。よかったら聞かせていただきたいと思います。

○副議長 内海 猛年君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

私はですね、辞退したつもりはありません。質問できると思っておりました。そして、この9月議会において、まあ荒っぽいところがあるからですね、丁寧に説明して、皆さんに理解してもらおうような一般質問を心がけようと思って張り切っておりました。私はもう、この4年間ですね、毎回一般質問をやろうということを決意しまして、それなりの準備をできております。その中で、過去ですね、何度もここに、先ほど説明しましたがね、通告書を持って行ったら受け付けられなかったということがあったんですよ。それは、例えばマリンテラスのこと、国民宿舎のことを聞こうと思ったら、いや、これは今回補正予算でマリンテラスのことが上がっておりますので、これは一般質問できませんよというようなことが。そのときはね、5つも6つも通告書は上げておるから、まあこの1つが12月に回そうとか、次回に回そうとか、そういう配慮があったんですが、今回はこれに集中しておりました。まさかね、一般質問できんなんて思いもしないでしょう。そこでそういうね、報告書が出て、この議会に吊るされる、吊るし上げられるというん

だったら、事前にわかつとるんやないか。これは今までね、議会の事務局の方たち、事務局長、担当された方に僕は何度も言ってきたんですよ。一般の平議員はわからんやないですか。2カ月かけてね、取材して、調査して、勉強して、一般質問をね、通告をね、ほとんど徹夜のような形でね、書き上げたこともありましたよ。いや、これは変更しよう。朝起きてこれは、違うとって変更して書いて持って行くと、いや、これは質問できませんよ。なぜなら107、かかっておるから、今回。そんなことわからないんですよ。だから、これを昔のようにね、前のように、本会議の初日、私が1年生議員、たしかそうやったと思います。本会議の初日に町長から提案理由の説明があった。議案が上程された中で、議会がね、散会になって、夕方までに持って来てくれとかいうようななかったやないですかね。それが急にその変わった中で、これはおかしいじゃないかと。何度もこれは言ってきましたが、これはなかなか変更されない。ちょっと変えるだけでね、日にちの前後をするなりとかね、事前に教えてくれるなり、どんな議案が上がっているとか、それすら簡単なことやないですか。大げさな議会改革じゃないと思うんですよ。そういったことでやっぱり議長の指導力不足というのが考えなきゃいけないんじゃないかなとずっと思っていました。そして、僕が通告書を上げたというのは、読み上げていいんですか。

○副議長 内海 猛年君

内容ですか。

○議員 7番 田島 憲道君

はい。

○副議長 内海 猛年君

簡単にしてください。

○議員 7番 田島 憲道君

えっとですね、まあ件名は少し変わつとるのかな。芦屋町民を犯罪から守る防犯対策についてということで、要旨は1、2、3、4つ上げました。まあ6月議会で質問の途中に動議を出された。中断させられた。60分というね、所要時間があるにもかかわらず、僕は満足な質問ができなかった。最後までやり遂げることができなかった。まあこれは言論の自由やね、議会の。言論の自由や議員の権利を逸脱した議会の冒瀆ではなからうかということで、まあ説明ですよ。で、最終日にね、町長と教育長が芦屋基地と折尾警察署から提出された私の発言に対する見解を記した文書を読み上げました。それらについては私はお尋ねしますと。この件については、教育長とか、学校教育課長にね、現状の理解と今後の取り組みについて尋ねる。そして次は、商工会、観光協会、PTAからね、私の一般質問、6月のね、発言に対して抗議文が提出されました。そのことについて尋ねる。これはですね、議会の最終日に商工会の役員とね、事務局長が傍聴に来ていましたけど、私の一般質問にはね、ほとんど傍聴者いなかったんですよ。それで、なぜその

中身がね、PTAにまで伝わっているのかなということですね、以上について所管課長や町長に見解を尋ねるといことで、参考人の出席を要請しておりました。折尾警察署の少年課長、そして芦屋中学校の校長、まあ先ほど言いました商工会の会長とね、観光協会の会長、4校PTAの連絡協議会会長に参考人を、来ていただいてね、お話しを伺いたいといことで。これはそのときには中野事務局長が受理してくれましたよね。受け付けたじゃないですか。それで私は気分よく帰ったわけですよ。それからサウナに入ってゆっくりしとったんですよ。ほとんど徹夜だったからね。その間ね、電話がね、何本も何本も入とったんですよ、小田議長から。それでまだね、夜の会合とかあったから、なかなか電話できなかつたら、さっき言ったように、自宅に先ほどの文書を持って来たという次第です。いいですか。

**○副議長 内海 猛年君**

ほかに。はい、川上議員。（「3回目か」と呼ぶ者あり）妹川議員。

**○議員 5番 妹川 征男君**

最後ですね、この小田議長をですね、私も3年、2年前ですか。私も賛成したものとしてですね、少し立場的なものを話しますと、やはり議長の立場として、あくまでも公平・公正・中立的な議会運営をなさるだろうという期待感がありましたし、平成26年度我々が作り上げた議会改革特別委員会調査委員会の委員長さんでもありましたからね。そういう形で私も賛成の立場でありました。それで、今、お話を聞けばですね、私も今ここで言うべきものではありませんから、やっぱり議長としての資質といいましようか、そういうものに疑問に思いますからですね。まあそういう形で今、質疑をしたところです。

以上です。

**○副議長 内海 猛年君**

ほかに。川上議員。

**○議員 9番 川上 誠一君**

田島議員から議長不信任案議決動議が出され、その内容について受けたわけなんですけど。まあ先ほど田島さんが回答された中で、やはり自分としては一般質問したかったが、それができなかったという、そういった悔しさがね、にじんでいることはよくわかります。当然、私たち議員は、言論の腑である議会の中で住民の声を届ける。それが使命ですから、議員の一般質問発言についてはですね、極力それを認めなければいけないという、そういった立場ではあります。その点はですね、田島さんの気持ちは十分理解できます。

私がちよっとお伺いしたいのは、この決議動議の中でですね、まず最初に議案提案に係る一般質問は行わない。芦屋町議会運営基準107というのがあります。これは言われたように平成22年12月15日にね、議運でから決定されたといことで、これも議員にもですね、こういっ

た方向でやるということがありますし、議会の運営基準の中にもこれがうたわれていると思います。確かにこれは、言われたように議員にとってはですね、いろいろ問題な点もあるし、今のような発言通告から議会の初日までが時間がある中では、当然議案と重なるようなことが出る可能性があるという、そういった点が理解できるので、そこら近所はですね、改革していかなければいけないというふうに思います。ただ、それはですね、今の議長だけの問題ではなくて、これは議会全体で取り組まなければいけない問題だと思いますので、そういった点では確かに議長のイニシアチブは必要ですが、これは議会全体がですね、やっぱり考えるべきことではないかというように思います。

それと2点目はですね、議会事務局長によりですね、発言通告が受理されたというお話しでしたが、私たちが議会事務局長にですね、発言通告を出して、その中で受理されるわけですけど。ただ、受理する権限があるのは議会事務局長ではなくてですね、やっぱり議長であるということで、受けた内容について議長に確認して、そして議長が裁決、——裁決というか、承認をするという、決裁するという、そういったことになっていると思いますので。確かに議会事務局長に受理されたかもわかりませんが、最終的には議長のほうでこういった芦屋町議会運営基準107に違反しているから、これは接するからだめだという、そういったところがあったんだというふうに思います。これについてはですね、私も最終日であって、田島議員がその後にですね、中身を変更して発言する機会が与えられなかったという点ではやっぱり、大いに反省するところもあると思いますが、これがその先ほど言われたように、事前に田島議員のほうに電話連絡を入れてですね、客観的にはその時間がなかったという点では、議長の指導力不足、それだけで片づけていいものではないんじゃないかなというように思います。

それと最後にですね、録画中継ができていないという問題も書かれていますが、これは一般質問における発言内容の調査特別委員会が今つくられています、その中でですね、田島さんの一般質問について精査して、そして、不適切な点があったら、それを議会議事録から削除していくという、そういった手順を踏んだ中で、公開できる内容にして録画中継を映すという、そういったことを広報委員会でも決められましたし、皆さん方にもお知らせしておりますし、録画中継の中でもですね、そういった旨が書かれていますし、議会広報の中でもそれについてはうたってあります。そういった点でですね、確かに全体的に見ればですね、その議長の采配、議会進行については、不手際は確かにあると思いますが、果たしてそれが議長不信任までに当たるのかという、そこら近所が私はちょっとですね、腑に落ちない点がありますが。そういった点ではどうでしょうか。

#### ○副議長 内海 猛年君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

いや、あの議長になってからの4年間を皆さん御存じでしょう。それでね、例えばその録画中継の最終日ですよ。今、3月議会が録画中継を1週間以内にアップするようになりました。例えばこのね、本会議の私の一般質問に関しては、そういったことでね、審査、特別委員会の審査の途中であるというんだったら、公開できないのはわかりますよ。最終日は関係ないじゃないですか。2時間ないし3時間の中でね、最後の部分というのは、10分程度のことじゃないですか。それなら、字幕を入れてね、音声を理由により消してありますと音声なしで流してもいいし、そこで切って、後日また放送しますよというようなことも簡単にできるじゃないですか、今の時代。ほかの最終日を見たいという方たちがいるわけですよ。例えばあの、急にね、テーブルに本会議の最終日に載ったわけですよ。総合体育館の工事の関係のね、入札。ああいうことだって興味がある人たちがいるわけですよ。また捜査機関の人から問い合わせがあったわけですよ。あなた捜査権があるんだったら、自分で照会かけたらいいじゃないかって。いや、そんなビデオで見たいんですよとかね。だからね、あの部分だけとかいう配慮は、それは議長ができるわけですよ。これこそ議長のリーダーシップ、指導力じゃないんですかね。

それとあの、議会事務局が受理したその後の議長がそういうにして翻すことができるわけですよ。しかしながら、その場合にも、その何回も言うけど、事前に言ってくれたりとかあれば、違う質問も用意してたし、それとね、言葉を、この先ほど読み上げたね、通告書、それに関して言葉を変えればできたんじゃないかなとか思うんですよ。違う形でね、商工振興の件だとか、観光行政だとか、そういったことに焦点を当てて、質問した通告を出しとけばできたんじゃないか。今になって思うわけですよ。せっかくのこの9月議会にね、私は一般質問の登壇のチャンスが与えられなかったということを残念に思います。これぐらいですかね。

○副議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

まあ、田島さんの残念な気持ちはよくわかりますが。最終日の件についてはですね、確かに言われることもごもっともですが。ただ田島さんも指摘しましたように、最終日にですね、町長と教育長の発言があります。これが、やはり田島さんの一般質問とも関連して、やはり調査特別委員会の結果から見ればですね、町長、教育長の発言内容についても、精査しなければいけないという、そういった部分がありましたので、最終日については、やっぱり録画放映がですね、されていないんじゃないかというふうに思いますので、その点だけは一言付け加えておきます。

以上です。

○副議長 内海 猛年君

ほかにありませんか。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

先ほどから、何かあの田島君が不信任案動議を出したのはね、まあ思い当たらんこともない。私も。なるほどということではありますが。まあさっきから議会議員としてはね、住民に信頼され、住民から頼りにされるような、議会では発言を、発言、政策なりいろいろ積極的に取り組んでいくと。格好はいいよね。格好はいいが、この26年、議会改革特別調査報告書。その前に平成22年の議案、一般質問は原則、議案に対する質問は行わないと。そういうことをね、決めるのは議長だけではない。これは議会改革、当時22年といえばね、私が議長をしとった。その中で、議会改革を相当やった。1年か2年ぐらいかかったんじゃないですか。そういう決め事はちゃんとした。決め事はするは、もう明るく日から破っていく。これ、誰なん。破っていくのは議員です、ね。決めるときはもうそのああって言って決める。その一般質問、この前の田島君の一般質問を受け付けない。受け付けられるわけがない。みんなで決めたこと。みんなで決めたことを一部の議員が破っていく。これが議会改革なん。芦屋町の現状なんよ。だから私はこのごろね、芦屋町議会は何でもありやと。何ぼ決め事しても破っていく。これが議員かと。もう、少し愛想は尽かしとるんですけどね。それから中身で言えばね、先般の6月議会の田島議員の一般質問。あれは、規則でもなんでもない。ああいう個人の話とか、一般質問を議会でするべきではない。ましてや子供が絡んだら。そういうところを少し配慮したのかどうなのか。そういうことがわかって、この不信任案を出したのかお伺いします。田島さん。

○副議長 内海 猛年君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

あのね、議会改革のね、調査結果報告書を提出した当時の議長の言葉には大変重みがあると思います。議員があ破っていくよということとは全くありませんよ。これ、ルールに従って我々どもはね、例えば一般質問において、昔のような一括方式だったですかね。そして一問一答式を選べるようになったということで、ほとんどの議員の方たちが一問一答式を選ばれております。録画中継も始まったということですが、これはね、小田議長が始めたわけじゃないわけですよ。前の議会改革の流れから、今回このようになったわけじゃないですか。それで、日曜議会、夜間議会だとか、そういう話もありましたけど、先進地も行きましたが、結局どこ行っても来る人は同じで、まだじゃないかとかいう意見もあった中でね、今、このような状況でしょ。それで、その中でも、先ほどね、言ったように、録画中継の中でね、字幕も出ない。そしたらパネルを出してあげないと、聞いている人はわからないよとかね。あと議案第何十何号、ね、今回でも日程第4、同意第3号について質疑ありますかとか言っても、聞いている人とかテレビ見ている人たち

や録画中継見ている人は何もわからんわけですよ。それに対して、字幕が出たりとか、あとは事務局が丁寧に説明するとかいうようなことはいろいろ出てくるわけですよ。それに対して、助言してもですね、何らその回答もないとかいうような状況が続いているわけですよ。やっぱりこれはね、あと3回議会があるんだったらね、次のね、世代にバトンタッチするためにはね、何かここ、あと3回の議会で、何らかの議会改革を町民に見せる。そのためには、議長、今の議長じゃちょっと力不足だから変わっていただきたいなと思って動議を提出しました。

**○副議長 内海 猛年君**

横尾議員。

**○議員 11番 横尾 武志君**

どうもね、質問の内容とちょっと違うようなんやけどね。議会改革を何か、さも皆さん一生懸命考えている、このくらいの厚さよ。議会改革のうちにある本は。この前、平成22年か3年かに皆さんで決めたやつ。全部破っていきよるんですよ。今、言われる田島君が、いいことなんよね。そのテレビ中継とか、いろいろなことを。まあ国会並みにやろうという気持ちは。それだって、何も田島議員と議長が話し合おうてつくるべきものじゃない。まだ我々、私は今、議連の委員長をしておりますが、どうでしょうかということで、検討は、それじゃ皆さん、1回その今、ブログか何かで上がるとるけ、よかったやろうやないかということでは話はしとるけど。これは、議長が勝手にそうしようとか、田島君が言うからそうしようとか、そういうことやないんでしょ。だからちょっと議会改革を取り違えとるんやないやろかとね。その辺は、議会改革、田島先生、わかっとなります。議会改革というのはどういうことをやったかという。ちょっと答えて。

**○副議長 内海 猛年君**

田島議員。

**○議員 7番 田島 憲道君**

いえいえ、本当、何ということだろうね。あの、議長というポジションというのは、まあよく二元代表制の一番長になるわけでしょ。我々の代表、議員の中の代表であるわけやないですか。だからね、執行権を持たれているね、執行部の長とやっぱりそれを僕らが、何というんですか、審査するというかですね、出てきたものを。その立場で、今、地方創生だから、議会も積極的に言葉を発していけて、言われている時代じゃないですか。地方創生のね、まち・ひと・しごとでも議会は絡みなさいよという研修も我々、受けとるわけじゃないですか。しかしながら、芦屋町は今までと同じように有識者会議があつてとか、パブリックコメントで片づけて、我々議会に出て来るときには、全員協議会で発表されるだけです。いやいや、これはここ、こうしたほうがいいじゃないですかと言っても、受け付けられない。そうでしょ。そしていつも議会が終わっての最終日だから、一般質問でも提案することもできないわけですよ。議長の答えはね、議会から

代表で有識者として出てきとるやないか。そいつに言ったらいいとか言うわけですよ。それは違うでしょ。そうしたら、ちよくちよくね、みんな集めて、全協の場でも、こうやって今、まち・ひと・しごとに関してとかね、マスタープランについてこういう意見が出て、こんな流れやけど、議会側からの意見を求めたっていいじゃないですか。そういうふうに議会改革では出てきとったはずですけど。そういうこともされていないのは、運営している側の議長にもあるんじゃないですかね。そういったことを含めて、指摘しても何ら動いてくれない議長がいるから、もう変えたらいいやないかと。新しい議長にあと3回。議会改革をやってもらいたいなど。

以上です。いいですか。

**○副議長 内海 猛年君**

ほかに。横尾議員、最後です。

**○議員 11番 横尾 武志君**

最後ね。最後やけどね、何か意見は田島君と私の考えはちょっとかみ合わんのですけどね。この前のあの、これは規則でも何でもなし。あの、一般質問の内容をね、言うていい——議会で一般質問していいことと悪いことは議員おのおのが考えてやらないけん。これが議員の資質。資質なんよ。そういう個人のこととか、誹謗中傷、うわさ話、こういうことを議会でやっていいの、悪いのかとは規則とか決めんでも子供やないんやからわかるはず。それを議長のせいにして、議長はとめたんやろうけど、なおかつやるということは、これは議会破りです。議場破り。私はそう思う。ですからね、まあ議長は議員の代表であるということでありますが、何もみんなと決めていくんやから。みんなと決めていったやつをみんなが破っていったら、決め事にならんやないですか。まあ規則とか、決め事は破るためにあるんでしょ。それを堂々とやっていく。あ、一部の人間はね。そういうことをしてはいけんと言いながら、まだやっている。その辺は、田島君は、今回この後出てくるでしょうが、調査特別委員会の報告も出てくるでしょうがね。謙虚に自分がちょっと間違とうかな、間違うたかなと思ったら、多大な迷惑をかけたるんやから、それから抗議文が出たとか。出ますよ。芦屋町は何か、覚醒剤の蔓延しているとかね。そういうことで自衛隊から、教育委員会、それから商工会、観光協会、皆さん抗議文が出て、これはね、田島君に出とるわけやないんよ。これは我々議会に出とるわけ。こういう一般質問はさせていいのかということなんです。そやから、田島君に抗議が来とるわけやない。だからみんなね、考えてから、今から先はもう一度本当に議会改革をやる気があるのか。やったら守るのか。そこだけです。そう思いませんか。田島さん、どうですか。

**○副議長 内海 猛年君**

田島議員。

**○議員 7番 田島 憲道君**

はい、議長ありがとうございます。私に対しての抗議文についてね、いろいろなところで文句言いたいですね。その場が僕の一般質問だったわけですよ、今回の。しかし、できないとあれば12月議会まで待ってこうかと思ってね。手ぐすね引いて私はやろうと思っています。

それでね、新聞見てたらわかりますよね、テレビの報道でも。去年の10月に芦屋町の人で薬物を売っていたということでね、逮捕されとる。四、五年前はね、若松在住でしたけど、実家は芦屋の人がね、正門町のどこかのね、空き家にね、薬をね、隠してたということで、逮捕者が出とるわけですよ。現に芦屋でもそういうね、取り引きがあつとる。だから私の店に、そういう酩酊者、何ていうんですかね、そういう方たちを直に目撃しとるわけですよ。それと僕のところに直接来るわけないでしょ。ほかのところのお店にも寄って来よるわけやないですか。そういう確認をしとるから、6月議会の一般質問でこういうことがあつてるんだからと。事前に防いでいかなきゃいけないだろうということで、防犯カメラの設置やらね、何やら、注意喚起づけていきましようという一般質問をやりたかったわけですよ。途中でとめられたら仕方ないじゃないですか。

また、議会改革は常にやり続けなきゃいけないわけですよ。先ほども言ったかもしれませんが、洋服が窮屈になったら、ちょっと大きい洋服を着させてやらないかんやないですか。4年前にね、発表した議会改革案が、これがね、窮屈になつとるなら、常に議会改革していかないけないでしょう。定数の問題やったり、議員報酬の問題であつたりですね。いつの間にかまた議員年金の話が出てきたりとかしているでしょう。いろいろなことをやらなきゃいけない中で、議会改革について、議運の場だとかね、全協の場で話がこの4年間持ち上がったこと、僕は記憶がありませんね。これはみんなで決めることかも知れんけど、議長がやっぱりリーダーシップとってやらなきゃいけないことじゃないんですかね。

以上です。

○副議長 内海 猛年君

ほかに。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 内海 猛年君

ないようですから、本件についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑は終わります。

お諮りします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 内海 猛年君

異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから、討論を行います。本件についての討論を許します。辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

辻本です。

議長不信任決議動議が出されましたが、今までずっと説明があり、文書を見ていますが、今回の動議の提案理由は3つあると思います。

1点は、議会改革の件を記載してありますが、議会改革は先ほどから話が出ていますように、やっぱり自分たちが、私から言わせたら、自分たちが作り上げた議長に対して、まずそのここで引きずり下ろすというこの考え方、非常に私、情けないと思っています。やはり、議会改革をしたいという気持ちがあるならば、やはりそれは、やっぱり自分たちがつくってきた議長やから、その中でいろいろな話をして、少しずつ、一歩ずつ改善、改革をしていくべきだと。できたはずだと私は思います。

2点目、提出議案に関する一般質問は原則行わない。先ほどからこれも出ています。これは自分たちで決めた話ですから、それは議長がとった処理は正しいと私は思います。

それから3点目はですね、今年の12月議会の民文の委員長不信任決議の件、書いてありますが、これについては、議長が相談を放置したという内容になっていますけども、これは議長が相談を放置するのは私は当然だと、私は思います。これはここでの議場で話すべき内容ではない。それは民・民の考え方の立場であるという、そういうことでございます。

以上のことからですね、今回の議長不信任決議案に対しての動議については、私は反対です。

○副議長 内海 猛年君

ほかに。ないようですから・・・・・・(発言する者あり) 妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

この不信任決議案に賛成の立場で賛成討論いたします。マイクはいいですか。

○副議長 内海 猛年君

大丈夫です。

○議員 5番 妹川 征男君

今先ほど言ったようにですね、小田議長は議会改革特別委員会の委員長さんでありましたしね。まあ4年間期待をしておりました。例えば今言われました提出議案に関する一般質問は原則行わない。運営基準107、平成22年12月15日というのがありましたが、この議会運営委員会です、私も2度ほどですね、なぜかと、これ。なぜできないんですかということで、議会運営委員会等で言って、じゃあほかの市町村では、やっているところもあるんですね。だから調べてくださいと。調べなさいと。そのときの議会運営委員長が言われた。当然、小田議長は顧問として、オブザーバーとしておられますから、そういうものを調べる、議会事務局長が調べて、そ

して、実態はこうですよという提案すら何もない。もうその辺はですね、私たちが決めてそれはそう、今現状はそうでしょうけれど、そういう議会運営委員会等でやっぱり要求をしていたものの、要求しているにもかかわらず、それを調査しようとしないうところにですね、されようとしないうところに、やっぱり議会改革というものが進んでいないのではないかと。これは一つの例です。

それから、この小田議長はですね、小田議長さんは、私の個人的なことで申しわけありませんが、3点ほどあります。

私が一般質問をしている際にですね、町長に対して一般質問をしている際に、うわさ発言だが、うわさだが、うわさだが、ということをして3回も言われた。私の家内がある業者の評議員になっていることについて、うわさ発言だが、というような形で言われたときに、はっきりとうわさ発言、うわさ発言と言っているときに何で議長は、小田議長は町長、今の発言は不適當ですからやめなさいとなぜ言わなかった。抗議しましたよ。

それとか、それに基づいて、その議会、本会議終了までにね、私が議長に対して、町長に対して、そういううわさ発言については、その文言を削除するないしは謝罪するという要望書を出した。私の家内も議長に対してないしは町長に対して、そういう町長の姿勢、町政をあずかる者としてどうなのかと。聖なる議会でそういううわさ発言をやっていいのかという要望書、謝罪してほしいという要望書、私の要望書。議会運営委員会を開かれましたね。なぜ議長はその時点で、町長、今の発言は取り消しなさいと言わなかったのか。それをすっかり忘れたとしても、その発言については、議会運営委員会で諮る内容ですか。町長の裁量権で、後からですね、それはやっぱり問題であったと。町長に今の点については、議事録は削除する、しないは、なかなか執行部に対しての議事録削除は難しいらしいですけども、町長に対して一言謝罪なさいということになぜ言わないのかと。そして今回の6月議会で、町長は私の一般質問がありますが、私の一般質問にですね、最後の、したがって調査特別委員会等設置して十分協議してほしいと提案の発言を行われました。なぜね、町長が二代表制についてどのように考えておりますかという質問をするわけですけど、明日ですね。だから、本来ならば、私が一般質問が終わった矢先にね、そういう町長が発言をされたときに、手を挙げられてされたときに、議長がもう終わりましたからというふうにするなり、そういうことを町長が入り込んで提案されたとしても、それは受け付けられませんと何で言わないんですか。議会介入じゃありませんか。その議会介入であるということに対して、ちゃんとした裁量は持って中立、公平そして適正な処理をすれば、采配すれば受け付けられるものじゃないんですよ、本当。これが議員の中から、議員の中からこの執行部の福祉に関する、特別養護老人ホームに関する問題点があるから、議会のほうから、議員のほうから調査特別委員会をつくろうやと言うなら話がわかるけど、何で町長のほうから提案されたものをね、何で受け付けるんですか。で、そのときには、議会運営委員長に相談して前向きに検討しますと。

そのことについて、小田議長は議会運営委員長の横尾議員に、横尾委員長に話されたかどうかはわかりません。

それとですね、最後に今回の田島さんの件ですね。これは、6月議会で一般質問の中の不適切な発言ということで、松岡議員に対するですね、その問題については、まあ謝罪をされました。しかし、その今、調査特別委員会で諮られている内容については、彼は拒否をされたようですね。だったら議長はここに書いてますね、議長の職権による発言取り消し、これは私がね、明日、二元代表制のことで、一般質問をしますもんですから、今ずっとこれを読み直していたんですね。その中でですね、思い出したんですが、議長の職権による発言取り消しというのがあるじゃありませんか。発言者に発言の取り消しを命ずることができる。議長は議員の自主性を尊重して取り消ししてはいかがですかと促し、なおその勧告に従わない場合に取り消しを命じる扱いが適当であると。何で議長の発議でね、調査特別委員会なんか開かないかんのですか。議長はその場で町長に、あの人に、田島議員に言ってどうですかと。それでもいや、私は拒否します。これは絶対自分の自信がありますと言われたかどうか知りませんが。そこで、最終日にね、これは削除しますと。この議案書を見ますと、皆さん方7名の方がね、委員長、内海議員、松岡議員、横尾議員、松上議員、川上議員、辻本議員・・・・・・・・

○副議長 内海 猛年君

あの、賛成討論ですから・・・・・・・・

○議員 5番 妹川 征男君

はい。だから。

○副議長 内海 猛年君

賛成討論をですから、簡単に言ってください。

○議員 5番 妹川 征男君

はい。そういうような形でね、調査特別委員会を発議するような内容であったか。つまり議長としての資質、公平、中立、そういうものにね、やはり反しているのではないかなということで、この動議についてはですね、私は全面的に賛成したいと思います。

以上です。

○副議長 内海 猛年君

ほかに。ないですか。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

ちょっといろいろあの、反対、賛成はありますけども、私は反対の立場で発表させていただきます。

議長というのはですね、議会における重責、重圧の中でですね、まあ4年、3年半ぐらいです

けど、小田議長もやっておられますけども。今、指摘はされておりますように、不手際は一部あったかなと思うんですね。これは議会でこういった重要な審議をしている中で、審議をとめたりとか、問いたです。または正確な状況判断というのは厳しい状況がありますけども。そういった議長の責務上やむを得ないところはあるかと思えます。不手際はあったと言いながらもですね、簡単に議会としてですね、首をすげかえるような簡単な気持ちでですね、議長の重責から降ろすようなことはあってはならないと私は考えます。ましてやですね、妹川議員、今、言っておられますし、田島議員のほうもこういうことで不信任決議案ということで出されてますけど、実際は自分たちが担ぎ上げた議長さんじゃないですか。そんなに簡単にかえていいものなんですかね。そして、議会改革と言いながらも、議長がやらなかったからと全部議長にやっぱりなすりつけるのはやめたほうがいいと思います。私はまだ1期生ですので、これに決まった基準というのはわかりません。実際どういう理由でこの一般質問で議案の事項については触れることができない。私もちょっと不合理だなと思えますけど、少なくともやはり決められたことは守って、そして不手際は直していくと。そういうつもりで今までこの議会に参加させていただいています。議長がやらなかったから、自分たちは知らないよ。それでいいんですか。もう少しかけ合えばいいかと思うんですね。私は今まで3年半ですけど、これにも、議運にも出ておりました。ずっと。そんな話は全然聞いていませんよ、私。不合理と私は思っておりますけど。じゃあ皆さんたちは何で声をかけないんですか、議長に。あれ、どうなっていると1回言ったよと。言ったよ。でも実際はそれでとまってるんじゃないですか。私が思うには。訴えるべきじゃないですか。それならもう少し。私にも声をかければいいじゃないですか。松岡さん、あれ、あってるよとか。そういう話1回もありませんよ。責任をなすりつけるのはやめたほうがいいと思えますね。

人間というのは、やっぱりいろいろな失敗をやらかしますけども、真摯に取り組んでいるかどうかというのは重要なことだと思うんです。そういうことをですね、考えるに、簡単にですね、首をすげかえるんじゃないかと、議長、お願いしますよと、もう少し声をかけたらどうですか。私はそのように思いますので、この不信任案決議には反対いたします。

以上です。

#### ○副議長 内海 猛年君

ほかにないですか。刀根議員。

#### ○議員 4番 刀根 正幸君

私は賛成の立場からですね、発言させていただきますけれども。お聞きしながら皆さん方の考え方というのが、今の現状というものをきちっと見ておらっしゃらんのかな。一つの社会の進展が進めば進むほどね、それに適合した対応というのが、私は必要だと思います。ですから、確かに小田議長という対応の部分にはですね、私たちの推した議長であることは間違いございません。

ただ、その中でね、そのやはりその内容が今のところで、ついていけないような状態というのが生まれてきたとすれば、よりその一つの議会というものが、住民に目を向けたところで進めていくという形でやれるように、それは単に議長だけの問題ではございません。ここにいる議員の皆さん方、含めて一緒に勉強していきながら、学習していきながら、そして、それを高めていく。そういった状態の中でやっていくときに、果たして今の議長が適任なのかなというところで、幾分かの違和感というのかな、それを感じておりますので。その点、一応これからの芦屋町をどう引っ張っていくのか、そういったところでですね、私は議長不信任案の内容について賛成いたします。

以上です。

**○副議長 内海 猛年君**

ほかに。ないようですので・・・・・・川上議員。

**○議員 9番 川上 誠一君**

川上です。

先ほども申しましたように、田島議員の議長不信任決議案動議の中の水準ではですね、やはり、その不手際というのは多分にあるということは感じますが、果たしてそれが本当に議長不信任までですね、値するののかというところが、私はどうしても納得できません。もともとやっぱりこの不信任案が出た根本にあるのは、議員の一般質問の発言のあり方という、そういったところからですね、出てきていると思います。やはり、議員の一般質問の発言についてはですね、社会的にも大きな影響を与えるものであり、やはりこれはやっぱり真実と証拠に基づいてですね、慎重にやっぱり行うべきことだというふうに思います。それと同時にですね、議員自体のやっぱり発言、言論の腑である議会がですね、発言を制限するという、そういったことはやっぱりあってはならないというふうに思います。そして私はこの2つのことをですね、この議会の中でもやはり、二律背反的に考えるのではなくて、やはり統一的にして考えて、議会をやっぱり前に進めていくという、そういったことが今の議員に必要やないかなというふうに思っております。そういった点でですね、私はやっぱりそこら近所をやっぱりもっと重要視して、議員として切磋琢磨していくべきではないかなということをし述べて討論といたします。

**○副議長 内海 猛年君**

ほかに。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長 内海 猛年君**

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。追加日程第1、議長不信任決議案について、本案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○副議長 内海 猛年君

賛成少数であります。よって、議長不信任決議案は、否決することに決定いたしました。  
小田議長の入場を求めます。

[副議長 内海 猛年君 退席、議長 小田 武人君 入場]

---

○議長 小田 武人君

本日午前3時ごろ、北海道で震度6強の地震が発生したとの報道がなされました。また、一昨日の台風21号では、記録的な暴風と高波により、近畿地方を中心に大きな被害もたらされております。

本年7月の平成30年7月豪雨災害においては、西日本各地で多くの人命、財産が奪われ、発生から約2カ月が経過した現在でも多くの方々からの復興支援が続けられている状況です。被災された皆様のお気持ちを考えますと、言葉もなく、早く復興の兆しが見えてきますことを切に願ってやみません。ここで、芦屋町議会といたしましても、被災された方々に心からお見舞いと深い哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思います。

それでは皆様、御起立願います。黙祷。

[黙 祷]

○議長 小田 武人君

お直りください。ありがとうございました。

---

### 日程第1. 会期の決定について

○議長 小田 武人君

それではお手元に配付しております議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

まず、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、9月6日から9月19日までの14日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

## 日程第2. 会議録署名議員の指名について

### ○議長 小田 武人君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、1番、内海議員と10番、松上議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

---

## 日程第3. 行政報告について

### ○議長 小田 武人君

次に、日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。町長。

### ○町長 波多野茂丸君

それでは、ただいまより行政報告をさせていただきます。今、各災害におかれまして黙祷をささげたわけですが、行政報告の前に、私のほうからも自然災害について述べさせていただきます。

まずは、本日未明、北海道で震度6強の地震が発生いたしました。9月4日の台風21号は、関西国際空港が冠水し、タンカーが連絡橋に衝突するなど、記録的な暴風と高波により近畿地方を中心に大きな被害をもたらしました。

7月の平成30年7月豪雨では、西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫、浸水害、土砂災害が発生しました。多数の犠牲者が発生したことに哀悼の誠をささげますとともに、被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。また、被災地の一刻も早い回復を願っております。

芦屋町では大規模な災害は発生しませんでした。住民の生命を守るため、災害に対する備えと避難について、さらに検討してまいりたいと存じます。

それでは、平成30年芦屋町議会第3回定例会の議案上程前に、平成30年芦屋町議会第2回定例会以降における行政執行について、主なものを報告させていただきます。

まず1点目は、悠久のシルクロード大新茶会～芦屋釜の里に集うアジアお茶まつり～の開催についてです。

6月24日に、福岡県などで組織される実行委員会主催の大新茶祭が、芦屋釜の里にて開催され、小川洋福岡県知事を初め、県内から多くのお客様に御来場いただきました。会場には、八女抹茶のほか、八女茶のルーツである中国・江蘇省を初めとするアジア4カ国の伝統茶のコーナーが設けられ、芦屋釜復興工房や展示室においては鋳物師による解説を行い、来場された皆様をおもてなしいたしました。今回のイベントにおいて、芦屋釜及び芦屋釜の里の魅力を発信することで、芦屋町の取り組みについて大いにPRすることができました。

2点目は、ボートレース芦屋から日本財団への寄附についてです。

日本財団は、社会貢献事業として、2020年に東京で開催されますパラリンピックの支援を行っておりますが、ボートレース芦屋として、5月に開催しました日本財団会長杯争奪戦の収益金から500万円を日本財団に寄附しました。この寄附金は、日本財団パラリンピックサポートセンターの支援などに充てられるもので、今回で3回目となりますが、6月27日に東京の日本財団を訪問し、笹川陽平会長に目録をお渡ししてまいりました。

3点目は、福岡県消防操法大会の出場についてです。

6月17日に岡垣町総合グラウンドで開催された遠賀郡消防操法大会で、芦屋町消防団第2分団が見事優勝をおさめ、7月22日に開催された第25回福岡県消防操法大会に遠賀郡の代表として出場しました。芦屋町消防団第2分団は、県内24団が参加した県大会において、入賞こそ果たせませんでした。厳しい訓練の成果を遺憾なく発揮し、見事な操法を披露しました。

4点目は、第2次芦屋釜の里振興計画の策定についてです。

この計画は、第1次芦屋釜の里振興計画の成果等を踏まえて、今後の芦屋釜の里の活動の指針となる基本的な考え方や具体的施策を示すものです。素案についてはパブリックコメントを実施した結果、意見等がありませんでしたので、素案の内容から変更なく8月23日に計画として決定しました。今後も、芦屋釜の復興を推し進め周知するとともに、その拠点となる芦屋釜の里の魅力の向上に努めてまいります。

5点目は、あしや花火大会の開催についてです。

7月22日、あしや花火大会実行委員会主催によるあしや花火大会が、遠賀川河口一帯で開催されました。当日は台風12号の影響を心配しましたが、芦屋町の一大イベントに多くのお客様が訪れ、楽しんでいただけたものと思っています。また、町内外を初めとする各事業所や企業、団体、自治区の皆様から、多大なる協賛金をいただきましたことに感謝申し上げます。

6点目は、九州北部豪雨の災害復旧に係る職員派遣についてです。

福岡県町村会からの要請に基づき、平成29年7月九州北部豪雨に係る東峰村の復旧事業等に従事するため、1名の職員を8月1日から31日までの1カ月間派遣。業務としては、農地・農業用施設災害復旧業務全般の事務を担当しました。派遣職員は貴重な経験をすることができ、この経験を今後の業務活動等に生かしていけるものと考えています。また、東峰村の早期の復旧業務の推進に対し、支援できることについては協力してまいります。

7点目は、福岡県筑前海沿岸市町海岸松林保全対策協議会の松枯れ対策に関する要望についてです。

筑前海沿岸に位置する福岡県内の4市5町が構成する福岡県筑前海沿岸市町海岸松林保全対策協議会は、当地域の財産である松林の保全や再生に資する活動として、毎年、国や県への要望活

動を行っております。8月9日に管内選出の衆議院議員、財務大臣、林野庁長官などに対して、松枯れ被害による松林の早期再生や松くい虫駆除・防除等について、芦屋町を初めとした首長が要望書を提出いたしました。

8点目は、職員採用募集についてです。

平成30年度職員採用試験の申し込みを8月16日で締め切りましたので、その状況について報告いたします。

一般事務職Aは、採用予定3人に対し申し込み人数が96人、一般事務職B社会人経験者3人に対し27人、土木技師1人に対し2人、保健師1人に対し19人の申し込みがありました。建築技師については、2人の募集に対し申し込みがなかったため、再募集を行います。今後1次試験、2次試験を実施し、11月下旬に採用予定者を決定する予定です。

9点目は、栃木県佐野市との青少年交流事業についてです。

8月7日から8日まで、芦屋町から10人の小中学生が栃木県佐野市を訪問し、佐野市の小中学生と青少年交流事業を実施しました。この交流事業は平成6年から始まりことしで25年目を迎えるものです。関東地方へ台風が接近したため日程を短縮しての実施となりましたが、子供たちは鋳物づくりや座禅体験、子どもサミットなどで大いに交流を深めました。茶の湯釜の産地として歴史的に共通した文化を持ち、海と山の異なった気候風土・文化を持つ佐野市と交流することは、子供たちにとって、ふるさと芦屋を見つめ直す機会となったことと存じます。

10点目は、NHK放送受信事業の見直しに関する要望についてです。

NHK放送受信事業の見直しに関して、芦屋町・遠賀町・水巻町の3町長の連名で、助成事業の継続を求める要望書を8月10日に防衛省に提出をいたしました。防衛省地方協力局長ほか2名に対応いただき、遠賀3町で補助制度がなくなる対象世帯の現状や唐突に期限を切って見直しを行うことは、長年航空機騒音に悩まされてきた基地周辺住民の感情への配慮を欠くものである等の意見を申し述べています。

11点目は、芦屋中学校の国際交流事業についてです。

8月17日から28日まで、芦屋中学校の生徒10人が、姉妹校の締結をしているオーストラリア「オールセインツ・アングリカンスクール」へホームステイをしました。この事業は、語学力の研修とともに国際的な感覚を学び、グローバルな視野をもって行動できる人材を育成するためにやっているもので、今回で11回目です。生徒たちは、現地の文化に触れ合う体験研修やホームステイ先の家族との交流などを通し、大きく成長したものと存じます。

12点目は、学校ICT機器の導入設置についてです。

8月末までに、町内の小中学校4校に計74台の電子黒板を設置しました。各教室の黒板をホワイトボードに改修し、上部に投影型の大型提示装置を取りつけ、さらにレールを設置すること

で、大型提示装置を左右に移動できるようにしました。電子黒板を導入した授業を推進することで、わかりやすい授業となり、学力の底上げにつながっていくことを期待しています。

1 3 点目は、九州共立大学との包括的地域連携協定の締結についてです。

8 月 3 1 日に芦屋町と学校法人福原学園九州共立大学は、相互の密接な連携と協力により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、学生の教育・人材育成と活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的に、包括的地域連携協定を締結しました。大学との包括的地域連携協定の締結は、同法人が運営する九州女子大学・九州女子短期大学に続き、2 例目となります。

具体的な取り組みについては、今後、協議の上決定することとなりますが、経済学部、スポーツ学部を有する九州共立大学の知識や人材を活用した新たな分野での連携推進により、さらなる地域活性化につなげてまいります。

1 4 点目は、芦屋基地との津波及び洪水発生時における一時避難施設としての使用に関する覚書の締結についてです。

8 月 3 1 日に芦屋町と航空自衛隊芦屋基地は、津波及び洪水発生時における一時避難施設としての使用に関する覚書を締結しました。この覚書は、芦屋海岸周辺における津波被害、または遠賀川の氾濫に起因する被害が発生、または予見される場合において、より短時間でより安全に避難できる一時避難場所の確保を目的としたもので、芦屋基地の施設を一時使用することについて、双方で確認を行ったものです。災害発生時に地域住民の生命を守るための一時避難場所として、施設の一部を開放していただけることは、芦屋町にとって大変意義のあることであります。この覚書の締結に御理解と御尽力をいただきました、加藤基地司令を初めとする芦屋基地関係各位に深く感謝申し上げます。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

**○議長 小田 武人君**

以上で行政報告は終わりました。

次に、日程第 4、同意第 3 号から日程第 2 8、報告第 1 1 号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 小田 武人君**

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

**○議長 小田 武人君**

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

それでは早速、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。まずは人事議案でございますが、同意第3号の監査委員の選任同意につきましては、現在の監査委員であります中西一雄氏の任期が平成30年9月28日をもって満了となりますので、再度、同氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。中西氏は監査に関する深い見識を備え、温厚、誠実な方で、監査委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に条例議案でございますが、議案第47号の芦屋町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成31年4月に緑ヶ丘保育所の施設を現在の指定管理者に譲渡するため、町の保育所設置条例から緑ヶ丘保育所に関する文言を削除する一部改正を行うものでございます。

議案第48号の芦屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱が一部改正され、貸与の対象者は独立行政法人日本学生支援機構による援助を受けていないことが明確にされたことなどにより、条例の一部を改正するものでございます。

議案第49号の芦屋町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町地域公共交通会議の組織に新たに遠賀町を追加し、団体名の変更に伴い、組織の名称を一部見直すため、条例の一部を改正するものでございます。

次にその他議案でございますが、議案第50号の指定管理者の指定につきましては、芦屋町子育て支援センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会議決をお願いするものでございます。

議案第51号の福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更につきましては、介護保険法の一部改正により、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から保険者へ移譲されたこと、あわせて、福岡県介護保険広域連合の執行機関等の組織の見直しに伴い、福岡県介護保険広域連合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第52号の町道の路線認定につきましては、西祇園橋架けかえ事業に伴い、福岡県が施工した迂回路の引き渡しを受けたため、新道を認定するものでございます。

次に補正予算議案でございますが、議案第53号の平成30年度芦屋町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,700万円を増額計上しており、歳入につきましては、財政調整基金繰入金を増額計上しております。歳出につきましては、NHK受信料の助成金

廃止地区への補助金支給のため、芦屋地区テレビ受信料補助金を計上し、西日本豪雨災害義援金として寄附金を計上しております。

議案第54号の平成30年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ7,328万1,000円を増額計上しております。歳入につきましては、前年度繰越金を増額計上しております。歳出につきましては、国民健康保険の広域化に伴うシステム改修費として、業務委託料の増額、返還金額決定に伴う過年度分退職者医療交付金返還金の増額及び調整により、予備費を増額計上しております。

議案第55号の平成30年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ178万2,000円を増額計上しております。歳入につきましては、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を増額計上しております。歳出につきましては、軽減特例の見直しに伴うシステム改修費用として、業務委託料を増額計上しております。

議案第56号の平成30年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ79万円を増額計上しております。歳入につきましては、繰入金を増額計上しております。歳出につきましては、給料及び職員手当を増額計上しております。

次に決算議案でございますが、認定第1号から第6号までは、各会計の平成29年度決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。内容につきましては、決算書及び施策の成果で述べております。

認定第7号及び第8号は、各公営企業会計の平成29年度決算につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

次に報告案件でございますが、報告第6号の専決処分事項の報告につきましては、平成30年6月の防火水槽用地草刈中に発生した車の窓ガラス等の破損に関する損害賠償に関し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので報告するものでございます。

報告第7号の専決処分事項の報告につきましては、奨学金支払請求に係る訴えの提起及び和解に関し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので報告するものでございます。

報告第8号の平成29年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

報告第9号の平成29年度芦屋町一般会計継続費精算報告につきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、新病院外周道路整備事業の継続費精算を報告するものでございます。

報告第10号の地方独立行政法人芦屋中央病院の平成29事業年度における業務実績に関する

評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第1項第1号の規定により評価を行いましたので、同条第5項の規定により報告するものでございます。

報告第11号の地方独立行政法人芦屋中央病院の第1期中期目標期間に見込まれる業務実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第1項第2号の規定により評価を行いましたので、同条第5項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の御説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

**○議長 小田 武人君**

以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。日程第4、同意第3号については、人事案件でございますので、この際、質疑、委員会付託、討論を省略し、ただちに採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 小田 武人君**

異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。日程第4、同意第3号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

**○議長 小田 武人君**

満場一致であります。よって、同意第3号は、同意することに決定いたしました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第5、議案第47号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 小田 武人君**

ないようですから、議案第47号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第48号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 小田 武人君**

ないようですから、議案第48号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第49号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第49号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第50号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第50号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第51号についての質疑を許します。51号、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第51号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第52号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第52号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第53号についての質疑を許します。ございませんか。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

8ページ、3の歳出、2款総務費、1項総務管理費、14目19節補助金、芦屋地区テレビ受信料補助金について伺います。250万6,000円上がっていますが、この内訳について伺います。防衛省の通達では、見直しの内容について、1.住宅防音工事が完了した世帯は8月31日をもって終了するとなっていますし、2の一部住宅防音工事を実施した世帯は平成36年3月31日をもって終了する。それから、平成30年9月1日からNHK放送受信料の助成に係る年間の上限額を6,995円から3,497円に減額するとなっています。それとこの申告書にですね、返送がない場合については平成30年8月31日をもってNHK放送受信料の助成を終了するというようになっていますが、この250万6,000円については、この内容については、それぞれどのくらいの件数があるのか。それについてまず伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今回、芦屋地区の国が補助がなくなる分について補助金をという形で、積算としましては、住宅防音工事が完了した世帯につきましては220世帯、一部住宅防音工事を完了した世帯の助成金額を半額にする世帯につきましては20世帯、それと平成30年3月31日をもって助成対象地区の事業所及び新規転入者の助成を終了するところにつきましては、事業所と新規転入者を見

込んだ合計としましては、220世帯を見込んで積算をしております。今先ほど言われましたその申請を出されなかったときにどうなるのかというところに関しましては、防衛省のほうからも何もちょっと報告をいただいております。情報がありませんので、一応これで積算をして、後は対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

わかりました。それではですね、来年度以降についてはどのように考えているのか。その点について伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的に今回、芦屋地区の交付要綱も含めた中で山鹿地区という形で統合しておりますので、継続をしていくというところで、今回、防衛省のなくなったところも含めてと山鹿は継続していくという形で考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

先ほどのですね、町長の行政報告の中で、見直しに関する要望書を提出したという、そういった報告がありましたが、それについて防衛省のほうからの回答があったのでしょうか。その点について伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

行政報告のほうで8月の10日の日に3町長が上京して、防衛省のほうで要望活動を行っております。すぐな回答はいただいておりますが、今後、町長が上京するたびにいろいろ協議をしていきたいという形で考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第53号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第54号についての質疑を許します。ございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

議案第54号の国民健康保険特別会計補正予算の8ページです。歳出のところ、予備費、改正前の額が1,300万円程度でしたが、補正額7,000万円を補正して、合計8,400万。これは特定財源の中のその他ということですが、どのような財源の中身はどのようなのかということと、これ予備費7,000万ですが、どういうものに活用されるためにこういう予算を追加。しかも補正前の額が1,300万円なのに補正額が7,000万円。これはどのような形でこういう予算を、補正予算を組まれたのか。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

まず予備費についてなんですが、予備費は歳入額に合わせて基本的に予備費を増額しています。歳入のことでちょっと説明を、そちらのほうで説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。歳入、歳出のところで全てを説明しないと、ちょっとその辺の説明ができませんので。

まずですね、歳入の5ページを御覧ください。歳入の5ページで繰越金、その他繰越金というのがあります。こちらのほうは平成29年度の繰越額が確定しましたので、当初予算との差額7,328万1,000円を計上させていただいております。それと次6ページですね。6ページの総務費、総務管理費、一般管理費の委託料なんですけれども、こちらのほうは平成30年度から国民健康保険制度が県との共同運営化に伴って国保事業の報告システムですね、その療養費負担金システムと財政調整交付金システムについて、また平成31年度5月に予定されている改元対応により、システム改修が必要となったため、療給・調交システムの改修業務委託27万円を計上させていただいております。

続きまして、7ページですね、7ページの歳出の7ページですね、諸支出金、償還金及び還付加算金、退職被保険者等還付加算金、償還金、利子及び割引料というところで、平成29年度の退職者医療療養給付費等交付金の額が確定し、その額が概算交付金の額より下回っていたため、超過交付分を返還するため、過年度分退職者医療交付金返還金として220万2,000円を計上しています。国民健康保険制度の県との共同運営化に伴って、平成30年度から概算交付金が都道府県に交付されるため、例年であれば、第5期の概算交付金によって充当精算をしているんですが、それができなくなっているため、今回計上しています。それも含めてですね、調整をす

るために、歳入と歳出を調整するため予備費を計上しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

この確かにいろいろな状況があって、背景があってこのようになったんでしょうけど。あらかじめこういうことが想定されて約8,400万円相当の額を年度当初に計上するということではできなかったわけでしょうか。というのが、余りにも補正前の額が1,300万円で補正額が7,000万円ということについてですね、ちょっと不審に思いますものですから。これを前もって予算計上でできていなかったのかなと思いましたものですから。それはいかがですか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

一番大きなのは繰越金の額なんですけれども、最終的に確定するまではですね、金額はわかりませんので、最初からその大きい額を計上するというのはできませんので、今回確定して、毎年ですね、確定してから計上することにしておりますので、例年どおりの計上の仕方をさせていただいております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

これは、昨年度や一昨年度についても補正前の額がこのような金額で、補正額がこんなに大きい金額が毎年のように出ているような気がするんですけど、それはいかがですか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

先ほども申しあげましたように、確定するまでは金額はわかりませんので、憶測で計上はできませんので。毎年その確定額は違いますので、金額が確定してから計上させていただいております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第54号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第55号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第55号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第56号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第56号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、認定第1号についての質疑を許します。ございませんか。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

それでは、施策の成果のほうで質問いたします。まず歳入の21ページ、この下段のほうに、庶務係というところで、九州北部豪雨災害に係る義援金（福岡県分）83万4,495円、九州北部豪雨災害に係る義援金（福岡市分）4万4,513円、そしてこれに伴うのが44ページの2款3項1目災害救助費のところ、補助費のところ、九州北部豪雨災害義援金87万9,008円が上がっております。まずこれの歳出先といいますか、まず補助金の中身とこれの補助費を支払った先のことをお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

まず8ページの歳出になります。これにつきましては……（「21ページと呼ぶ者あり」）  
——すみません、21ページの九州北部豪雨災害に係る義援金福岡県83万4,495円と同じく福岡市分という形で、これにつきましては、九州北部豪雨が福岡県全域で災害救助法の適応になりました。それに伴いまして芦屋町のほうで2件の床上浸水があったという形で被害報告を出しておりました。それにつきましては、県といいますか、日本赤十字を通じて配分がありまして、県から芦屋町のほうにこの83万4,495円がきたという形になります。福岡市につきましては、独自に市で義援金を募集されておまして、こういう芦屋町も該当するところについて分配がありますという形で4万4,513円が入ってきております。それに伴います歳出でございます。九州北部豪雨の義援金、これトータルの金額は87万9,008円という形で、これは2世帯のほうに半分ずつ義援金という形の中で町民の方にお支払いをしたという状況でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

それでは、床上浸水が起こった場所といたしますか、この2件のある場所と、それから、その左のほうに芦屋町災害見舞金、災害弔慰金が10万と20万上がっておりますが、これの兼ね合いはあるのかなのか、それについてお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

場所につきましては、船頭町のタクシー会社があるところの導流堤側の奥の2件、2世帯というところになっております。この災害見舞金につきましては、床上浸水、町の条例に基づきまして2世帯2万円を払っております。それ以外のことに関しまして、これ火災について3月の11日、幸町のほうで火災が起こっております。アパート火災が。それに伴います見舞金を合算して10万円。これが2万円の3世帯、床上浸水については、2万円の2世帯という形の合計になります。弔慰金につきましては、この幸町の火災で1名の方が亡くなっておりますので、20万円の支払いをしているという状況でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今、場所をお聞きしたら、あそこの折尾タクシーの多分、駐車場の奥の導流堤の下ぐらいかなと。あそこは水の逃げ道がないで、ちょっと低いのかなと思いますけども。今後ですね、そういうふうはその床上浸水までするというのは結構水かさが増すといたしますか、水の流出があるのではないかと思いますけども。その辺の対策は何か考えられていますか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的に対策、今回の場合は、やはり低いところに短時間でやはり降ったというところになりますので、なかなかこれといった対策をとるのは難しいのかなというふうには今のところは思っております。ただ、河川の水位が低ければ、あそこら辺は遠賀川のほうに排出できますので、それに対応できるのではないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、日程第15、認定第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、認定第2号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、認定第3号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、認定第4号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、認定第5号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、認定第6号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、認定第7号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、認定第8号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、報告第6号についての質疑を許します。ございませんか。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

まず専決処分で事故の損害賠償の金額が上がっております。事故発生の内容につきましては、そこに書いてありますけども、まずこの事故の状況といいますか、車の位置、それからどのような対応していたのか、その辺についてお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

位置的なところとしましては、江川台の上りがけたところの右手にあります江川台の防火水槽になります。その前に消防団員さんの草刈りをお願いしておりますので、団員が乗り合わせていた車に今回、石が飛んでガラスが割れたという状況になっております。破損したところにつきましては、助手席等の窓ガラスやボディーの内装等に傷が入って補償したという形で37万ほどの支払いをしたという現状でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

草刈りをするときの石のはねですか。よく損害賠償出ますけども、基本的には草刈りをするときには石が飛散ないようにベニヤ板か何かをちゃんと保護して、そのような作業をされていると思いますけども、その辺についてはいかがですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今回は、その、通常もなんですけれども、今までそういうコンパネをしてということは消防団がやっていただくときにはしていなかったという形で、その草刈りをしている前に車両に当たってしまったというのが今回の状況でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

こういうような、悪いけどそんなに大した事故じゃないということでは失礼なんですけども、注意をすれば防げるといいますか、何かの手立てをすれば防げたのが、ちょっとした気の緩みでこのような事故が起こったのではないかと思うんですよ。再三よくあの本通りとか草刈りとかしているときに、そういうような損害の金額が上がってきますけど、くれぐれもそういうような形で草刈りをされる時の注意事項としてですね、飛散しないような、そういうような注意を徹底していただきたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第24、報告第7号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第25、報告第8号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第26、報告第9号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第9号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第27、報告第10号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第10号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第28、報告第11号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第11号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまからしばらく休憩をいたします。再開は1時45分といたしますので、13時45分に再開いたします。(発言する者あり)

皆さん、13時45分再開したいと思いますが、よろしいでしょうか。(発言する者あり) トイレ休憩だけでいいですか。トイレ休憩。引き続きたばこ休憩ぐらい、トイレ休憩で。引き続きやることでいいですか、どうですか。(「いいです」と呼ぶ者あり) じゃあ引き続きやります。ということは、13時から再開いたします。

午後0時48分休憩

.....  
午後1時00分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

お諮りいたします。日程第5、議案第47号から日程第22、認定第8号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----  
日程第29. 一般質問における発言内容の調査特別委員会報告について

○議長 小田 武人君

次に、日程第29、一般質問における発言内容の調査特別委員会報告についてを議題といたします。なお、本件は田島議員の一身上に関する事件であるため、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、田島議員の退場を求めます。(「議長、議長、議事進行について」と呼ぶ者あり) どうぞ。

○議員 5番 妹川 征男君

なぜその、今の条例の言われましたけれど、その条例の内容はどういうものなんですか。個人情報に関するということで、そういうものがあるんですか。もう1回説明してください。(「何が条例ね。何が条例。そんなこと言うとする」と呼ぶ者あり)

○議長 小田 武人君

妹川議員。地方自治法第117条の規定によるということです。条例ではございません。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

117条。地方自治法にはどういうふうにかかれてありますか。

○議長 小田 武人君

地方自治法第117条の規定の内容につきましては、「一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない」ということです。

○議員 5番 妹川 征男君

この調査報告書に関しては、それに内容的に該当するというふうに議長が判断されたんですけど、この報告書自体がもう個人情報とか、何ですか、そう今言われたようなものに該当すると判断されたわけですね。

○議長 小田 武人君

そういうことです。（「議事進行、議事進行」と呼ぶ者あり）

田島議員、退場してください。

〔7番 田島 憲道君 退場〕

○議長 小田 武人君

本件については、一般質問における発言内容の調査特別委員会に調査を付託したものであります。このほど調査が終了し、報告書の提出がなされておりますので、委員長に報告を求めます。一般質問における発言内容の調査特別委員長、内海議員。

○一般質問における発言内容の調査特別委員長 内海 猛年君

それでは議案書の31ページをお願いいたします。

報告第10号、平成30年8月27日、芦屋町議会議長、小田武人殿、一般質問における発言内容の調査特別委員会委員長、内海猛年。委員会調査報告書。

本委員会で調査した事件について、調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1. 経緯。平成30年第2回定例会で田島議員が行った一般質問の発言内容に対し、航空自衛隊芦屋基地及び芦屋町教育委員会から事実ではない旨の報告があった。これを受け、田島議員の一般質問における発言内容については、事実と異なる部分があると思われるため、その真偽確認について特別委員会を設置し、これに付託して調査を行うとする議長発議が可決された。

2. 調査目的。平成30年第2回定例会で田島議員が行った一般質問の発言内容がもし事実でない場合、これは議会の権威にかかわることであり、議会みずからが解決すべき内容であることから、議会としては、その真偽を調査し、事実を明らかにすることが議会の責務との考えによる

ものである。

3. 特別委員会の構成。これは記載のとおりでございます。

4. 調査事件。本委員会の調査事件は、平成30年第2回定例会における田島議員の一般質問の発言内容の真偽確認である。なお、平成30年6月28日の当委員会において、次の4項目について調査することを決定した。(1)覚醒剤に関する大家発言の事実確認について。(2)夜の繁華街、商店街における薬物の蔓延状況の事実確認について。(3)自衛官の覚醒剤使用に関する事実確認について。(4)子供たちの薬物使用に関する事実確認について。

5. 委員会の開催状況。記載のとおりです。

6. 調査の結果。(1)覚醒剤に関する大家発言の事実確認について、田島議員に次の1点を確認した。

1点目、大家の名前を教えてもらえないか。回答、大家の氏名については、本人の了承が得られないため答えられない。

(2)夜の繁華街、商店街における薬物の蔓延状況の事実確認について、芦屋町商工会において次の2点を確認した。

1点目、芦屋町で薬物が蔓延しているのか。回答、蔓延しているとは考えていない。2点目、覚醒剤によって、スナックがオープンしてすぐ閉店した事実はあるのか。そのような情報は一切ない。

(3)自衛官の覚醒剤使用に関する事実確認について、航空自衛隊芦屋基地において次の2点を確認した。1点目、以前に自衛官が芦屋町内で覚醒剤を使用し、逮捕されたことがあるのか。回答、文書で回答したとおり、過去30年間はない。2点目、4月に芦屋基地に転勤してきた自衛官が覚醒剤を使用していた事実はあるのか。回答、承知していない。そういう内容を聞いたこともない。

また、福岡県折尾警察署で次の1点を確認した。

1点目、過去5年間で18歳以上の覚醒剤事犯による逮捕者のうち、自衛官はいるのか。回答、逮捕、検挙を含めて折尾署管内で過去5年間はいない。

(4)子供たちの薬物使用に関する事実確認について、芦屋町教育委員会において次の2点を確認した。

1点目、子供たちの間で薬物が蔓延しているのか。回答、教職員に確認したが、事実はない。また保護者からの相談等も受けたことはない。2点目、中学生の検挙・補導が発生した場合、警察から連絡があるのか。回答、薬物事犯で検挙・補導されるような事例が発生した場合は、必ず警察から校長、管理職に連絡がある。

また、福岡県折尾警察署において次の1点を確認した。

1点目、過去5年で18歳未満の薬物による検挙・補導者のうち、芦屋中学校の在校生・卒業生はいるのか。回答、折尾署管内で検挙した者の中にはいない。

7. 総括的まとめ。本委員会は、調査事件の4項目について、真偽確認の調査を行ってきた。

(1)覚醒剤に関する大家発言の事実確認については、本人の意向との理由で田島議員から大家の氏名が確認できず、民生委員についても事実を確認できなかったため、この内容が事実とは判断できない。

(2)夜の繁華街、商店街における薬物の蔓延状況の事実確認については、芦屋町商工会として、芦屋町に蔓延している状況との認識はなく、あくまでも憶測の域を出ないため、この内容が事実とは言えない。

(3)自衛官の覚醒剤使用に関する事実確認については、航空自衛隊芦屋基地だけでなく、福岡県折尾警察署にも調査したが、事実と判断できるものが何もなかったため、この内容が事実とは言えない。

(4)子供たちの薬物使用に関する事実確認については、芦屋町教育委員会だけではなく、福岡県折尾警察署にも調査したが、事実と判断できるものが何もなかったため、この内容が事実とは言えない。

以上のことから、総括的にいえば、調査したが事実確認ができなかった項目はあるものの、事実を裏付ける証拠となるものはなく、あくまでも根拠のない単なる風評などに基づく発言、世間一般で言ううわさの域を出ない内容の発言であると判断するものである。

8. 最後に。今回の田島議員の一般質問の発言については、関係団体から議会に対し抗議文が提出されるなど、この発言によって関係者や芦屋町に与える影響が大きいと言わざるを得ず、その内容には議場という公の場における発言としてふさわしくないものがある。

よって、平成30年第2回定例会における田島議員の一般質問の発言に対し、事実として確認のとれない部分の会議録からの削除を含め、議長において、芦屋町議会としての厳正なる対処をしていただくよう意見を付すものである。

以上です。

○議長 小田 武人君

ただいまから、調査結果の報告について質疑を行います。

一般質問における発言内容の調査特別委員長に対する質疑を許します。ございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

まず最初にですね、この調査員の方々2、4、6、7名の方がですね、特別委員会を構成されておりますが。委員会の開催状況は第1回、第2、第3、7回。いろいろとその審議をされたと

と思いますが。私たちそれ以外の議員については、当時の田島議員の一般質問を、発言を聞いて、また執行部のほうも答弁をされました。やっぱりうろ覚えですね、よくわからないんですね。どういう発言をされて、どういう回答を得たのか。議会事務局にその6月議会の一般質問の議事録をいただきたいと言っても、これは提出できないと。開示できないということで、私たち残った議員はもらえてないんですよ。そういう中であって、この問題点があるのか、疑問点がどこなのか、本当に精査されていたのか、私たちは質問のしようがないんですね。皆さん方は一字一句調べられたと思います。なぜ私たちこのメンバーには開示できなかったのか。もちろん、この構成員の皆さん方も正式な会議録ではありませんから、これは他人に渡すことはできないでしょうし、私たち構成員でない数名の議員も仮にいただいたとしても、それを外に出すことはないと思います。にもかかわらず、それがいいものですかね。この一字一句のところ、何が問題なのか本当にこれでいいのかというふうに思いますが、もうそのすべがありませんから。まあ今から間違った質問をするかもわかりませんが、その辺は委員長、よろしくお願いします。

31ページですね、調査目的、一般質問の発言内容がもし事実でない場合ということで、まあいろいろ調査をされたんでしょう。事実でない。風評である。あくまでも根拠のない単なる風評などに基づく発言。世間一般で言ううわさの枠を出ない内容の発言であると判断するものであると締めくくってありますが、もし事実だったらどうされるんでしょう。（「議長」と呼ぶ者あり）いや、まだまだいっぱいありますから。これ、3回しかできませんので、すみませんね。もし事実でない場合、もし事実であった場合はどうするのか。誰が責任を取るのかということが心配なんです。これ、議会として決定されていくだろうと思いますからね。我々議員のこの報告書に疑問に思っている者も賛成したことになりますからね。

それから、議会みずからが解決すべき内容であることから、議会として、その真偽、これはいいですが。もし事実でない場合、これは議会の権威にかかわることであると。権威とは大体何ぞや。それを疑問に思います。こういうことを調査することが我々議会の権威でしょうか。この辺はどう捉えてありますか。

それから、32ページに入りますが、その次の4項目について、調査をすることを決定した。1、2、3、4あります。その中の調査の結果についてですが、田島議員に次の1点を確認した。大家の名前を教えてもらえないか。回答は大家の氏名については本人の了解が得られないため、答えられないと。私は当然だと思いますね。町会議員という我々議員は、町民の悩みや議会に対してこういうことを要望、要求がありますが、じゃああなたの、議員に対して要望する人の名前を挙げていいかと言っても、名前は伏せてほしいというようなことは再三あるんですね。だからそれを大家の名前は誰かとかね、聞くこと自体がどうなのかなと思います、そういうようなことが委員会の中で出なかったのか。

それから、自衛隊の覚醒剤使用に関する事実確認のところですね、確かに自衛隊員が逮捕されたんじゃないかとかいうような質問をされたと思いますが、こういうことを公的な機関である航空自衛隊基地にそういうことがありましたかとかね、聞いて、仮に事実であっても、そんなことを回答するはずがないじゃないかとかいうような疑問点を投げかけた人はいないんですか。私はあっていいかなと思うんですが。

それから、この折尾警察署、福岡県折尾警察署で次の1点を確認した。まあこれは自衛官の問題だけではなくて、芦屋町の出身の子供たちが高校や行っている生徒もいるでしょうから、ここは2点目ですかね、折尾警察署において、次の1点を確認したと。1点目、過去5年で18歳未満の薬物による検挙・補導者のうち、芦屋中学校の在校生・卒業生はいるのかと。この芦屋中学校の在校生や卒業生というのは、折尾管内ではないんですね。若松商業高校に行ったかもしれない、八幡西区のほうにいったかもしれない。いろいろなところに警察あるわけですから。若松の警察署とか、それから八幡西の警察署、宗像のほうも行って子供もいるかもわかりません。そういうところに聞きに行かれたのかどうか。だから、折尾署管内での検挙した者の中にはいない。じゃあ若松だといたかもわかりませんね。そういうことについて質問が出たのかどうか。

あとは、この34ページにですね、あくまで根拠のない単なる風評などに基づく発言、世間一般で言ううわさの枠を出ない発言の内容であると判断すると。こういうような具体的な中身を踏み込んでですね、調査委員会が断定していいものかどうか。

それから34ページ、最後にと。今回の田島議員の一般質問の発言については、関係団体から議会に対し抗議文が提出されるなど、この発言によって関係者や芦屋町に与える影響が大きいと言わざるを得ない。これ、関係団体というのは、議長から我々議員に3通来ておりますね。であっても、なぜこの最後のところにですね、こういう関係団体からの議会に対し、抗議文が出てきているということを調査報告書の中に入れる必要があったのかどうか。あくまでも調査委員会というのは事実確認をするだけであって、それでよかったんじゃないかと思うんですが。そういうような問題提起をした、その構成員の方は言われなかったのでしょうか。そして私はこの調査委員会というのは、仮にですね、根拠のないものであったという事実確認だけであって、よって一般質問の発言に対し、事実として確認のとれない部分の会議録から削除を含め、議長において、芦屋町議会として厳正なる対処をしていただくよう意見を付すものであるということには要らないんじゃないですか。あくまでも事実はこうであったと。後は議長の判断で決めればよいことですよと思います。その辺はいかがでしょう。

以上、ちょっと多かったですけど、よろしくお願いします。

○議長 小田 武人君

内海委員長。

## ○一般質問における発言内容の調査特別委員長 内海 猛年君

我々一般質問の調査特別委員会は、田島議員の一般質問の内容について、やはり与える影響が大きいという議長の判断で事実確認をしてほしいということで設立し、我々はその事実確認を行ったわけでございます。だから一番冒頭に、この内容は真実であればどうするのかということは、我々はそのについては答える義務はございません。あくまでも事実かどうかという判断をするだけです。後は議長が事実であった場合には、一般質問から削除するのか。いや、それはしないよという判断になるかと。だから我々としては、結果としては事実ではなかったということが出ただけであって、妹川議員が事実だったらどうするんかと。事実であれば事実ということ、ただここに書くだけの話です。調査の結果は事実ではなかったということを書いてあるだけです。

それから、議会の権威、これにつきましても一番最後に触れていますように、やはり関係団体からいろいろなことで抗議文が出ております。やはり発言によって与える影響は大きいと判断したわけです。その調査をする上で、やはりこれは重要な案件だということを皆さん方、認識された中で、考えた上の文言でございますので、やはり議会としては襟を正してぴしゃっとするべきだろうということでこのような経緯にあるということを書いております。

それから、大家発言について。これは一部、田島議員が大家さんから聞いたことを本議会で、一般質問で述べられています。我々としてはこの大家さんから、実際に田島議員にそういう話をされたのかという事実を確認しないと、それが事実かどうかわかりません。だから、我々は田島議員に大家さんのお名前を教えてください。その結果によっては、大家さんに私の方がお尋ねをしたいと。まして民生委員さんという言葉も出ておりますけど、この件についても大家さんから民生委員さんがこう言っているよという話を田島議員がお聞きになっておりますので、やはり大家さんからの、質問をして聞くことが一番重要だということで、大家さんの名前をお聞きしたわけでございます。

それから、自衛官に対する覚醒剤、これは妹川議員は、自衛隊はなかなか隊員のことについては漏洩しないだろうということは、我々はそういうことは関知いたしません。あくまでも自衛隊の所管する総務課、生涯学習、それから警務隊、そのような方々の御意見を聞いて、事実がないという確認。それと合わせて折尾警察署のほうにも出向きまして、実際に自衛官の逮捕者がいるのかということも確認した上で、そのようなものがないという御返答を得た上で事実が確認とれなかったということでございます。

それから、折尾署管内での検挙という話、子供たちの内容でございますが、これも冒頭に芦屋町教育委員会のほうからはそのような事実がないという文書でも出ております。そして、折尾警察署のほうにも聞きました。確かに八幡、宗像、若松あるかもわかりませんが、一番やはり子供たちがそう広範囲に行くとは我々考えておりません。中学生、小学生であれば、学校からの

通達もありますように余り町外に出るなという話が多分出ていると思いますので、そういうような関係上、近隣やはり、折尾署管内が一番子供たちが、もし発生するのであれば、そのようなことだろうということで、折尾署しか行っておりません。特段、ほかの折尾署以外のところに行こうという話も委員からは上がっておりません。

それから、世間で言ううわさ。これは相対的にこの事実確認をした上で、事実として確認できなかった。だから、うそという話はしておりません。事実として確認できなかったから、これはもしかしたら事実かもわかりませんが、それは我々が判断すべきことではありません。あくまでも我々はいろいろな関係機関に調査して、事実として確認できなかったの、このようなことは世間一般で言う、うわさ、田島議員がうわさとしてお聞きになったことをここに述べられたものであろうということで判断したわけでございます。

それから関係団体のことについては当然、我々も当初この部分についてはどうするかという意見を委員で議論いたしました。妹川議員が言わっしゃるように、この調査特別委員会があくまでもこの事実確認の調査だけでいいのではなかろうかという御意見もありました。ただ、今回、この発言によって、関係団体から抗議文が出てます。やはり我々はその内容をやっぱり十分、厳粛に受けとめなければいけないだろうと。関係団体もやはり、議会はどうなっているんかという不信感をいただいているのであれば、それはやはり我々はちゃんとした払拭をすべきだろうということの中で、この関係団体の方のことについても、この文書の中に触れて、やはり謝るべきは謝る必要があるだろうと。また訂正するところは訂正する必要があるだろうということで、関係団体のことについても触れております。

それから最後に、厳正なる対応を求めるということでございますが、これは我々はやはりこういうような問題が起こる。これは先ほどから申し上げていますように、関係団体からも抗議文が出る、芦屋町に対して大変イメージダウンとか、いろいろなことが多分に影響しているのではないかと懸念もありますので、当然議長としては、今後の議会運営の中で十分精査した中で、今後の議会改革なりを進めていただきたいということで、このような文言を入れております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

最後の関係団体から議会に対して抗議文ですね。これ、調査特別委員会が進行中だったんでしょうか。3通、教育委員会ですかね。それと観光協会。それから小中学校4PTAからですね、議長宛てに文面が出されました。私はその文面を見てですね、もう内容がほとんど同じなんです。誰かがそれを、素案をつくって出されたものか。そして、発信者が発信者をこう、変えてで

すね。同じような内容でした。非常に疑問に思いますね。まずですね、私たち議員がその議事録、会議録というのですかね。一般質問の会議録を見ていない、見せてもらえていないのに、どうして関係団体の長たる人たちがですね、この傍聴者におられてたわけじゃないのですしね、そういうものが発信されてきたということに対して、これは何だというようなことを調査特別委員会の中で言われた議員さんなんかは、そういう意見なんかはなかったんですか。

それから、今、折尾警察署だけしか行かなかったということですけど、今先ほど言ったように、非常に中学、高校は分散していますからね。学区が拡大していますから、そういうところにも調べに行こうというような御意見等はなかったんですか。なぜ折尾だけでしょうか。

それから、至るところに薬物の蔓延状況の事実確認についてとか、蔓延という言葉がいくつかありますね。夜の繁華街、商店街における薬物の蔓延状況の事実確認についてということなんですけど、私は議事録を見ていませんからわかりませんが、こういう蔓延という言い方ということもされていましてかね。また彼にとってはですね、あの、やっぱりこの夜の繁華街と言いますが、正門町の一番中心街のところでお店を開いてありますから、やはり夜の11時、12時ないしは2時ごろまで仕事をなさっておるわけですが。そういう中であって、そういう子供たち、大人、自衛官の方々、やはりそういう状況を私たち一般議員はもう睡眠とってるかもしれないし、テレビを見ているかもわかりませんが、そういう中であって、彼はそれなりにですね、そういう状況をいつも監視といいましょうか、やってる方だろうと思うんで。そういう人が、やっぱり芦屋町の町を何とかそういう覚醒剤にしろ、たばこにしろ、夜の徘徊にしろですね、そういう夜間において子供たちに指導されたこともあるということを知っています。そういうことについて、実際そういうことがあったのかもわかりませんよね。私たちは、ただ話を、一般質問を聞いたことだけをもって、言葉が正しいかどうかというだけじゃなくて、現にそういうことがあった場合、あり得る可能性はあると思うんです。その辺について調査をする段階でですね、彼のそういう役割というか、議会活動以外のこの繁華街や商店街における活動というか、そういうところら辺なんかは、何か委員の中でですね、そういうようなことも話し合いがあったのかなと思うんですけど、いかがでしょう。

○議長 小田 武人君

内海委員長。

○一般質問における発言内容の調査特別委員長 内海 猛年君

関係団体の抗議文が内容は同じだということを私が答えるべきではございません。まして、委員から同じではないかという御意見もございませんでした。

それから、なぜ折尾管内かと言いますけれども、一応、田島議員の一般質問の中には小中学生というお話がございましたので、そう遠方に行ってわざわざ薬物関係に染まるということは考え

づらいだろうということで、一応我々としては折尾署に行こうということで、これは皆さん方の意見は一致しております。

それから、蔓延という言葉でございます。これはこの4点目に、32ページに書いてあります調査事件、この調査事件の内容は、田島議員が一般質問で行った内容をここをその内容について調査をするわけですから、言われたことをここに書いているわけです。だから蔓延という言葉は、もう当然発言されたということでございます。

それから、田島議員の人柄でございます。この調査特別委員会はいくまでも田島議員が一般質問の中で発言された内容についての調査でございます。事実確認の調査。だから田島議員が日ごろどういう行動をされているかわかりませんが、それに対して委員の中から田島議員についての日ごろの行動、そういうようなことに対しての意見またはお話も何もございませんでした。

以上です。（「はい、3回目です」と呼ぶ者あり）

**○議長 小田 武人君**

妹川議員。

**○議員 5番 妹川 征男君**

私はこの調査特別委員会を設置することについて、反対をいたしましたね。6月議会ですかね。反対しました。しかし、（「委員長質問にへ理屈を言う場じゃない」と呼ぶ者あり）前段があるじゃないですか。反対をいたしまして、そして、そのことについてですね、この調査特別委員会の報告を調査特別委員会の報告をこの本議会で本議会で出さずにですね、出さずに直接議長に、議長にこういう結果が出ましたということを議長に提出するだけでよかったのではないかというふうに、そういうことはなかったのか。というのは、私も2年ほど前にですね、私の一般質問における事実と違うものがあるということで、動議が出されました。動議が出されて調査特別委員会が開かれ、そしてその当時の委員長が小田委員長、うん。そして、それでもって私は、提出者は松上議員と賛成者は辻本議員でありましたが、私の一般質問の発言内容について、町長から議会運営委員会において審議してほしいとの要望がありました。（「議長、おかしいやろうも」と呼ぶ者あり）そういうことによってですね、（発言する者あり）報告が出て、これは町長、議長のほうに提出されました。しかしながら、今回の場合はこの本議会に報告として提出されてこの議案書の中に冊子として残っているわけですね。このことについて、ここまでする必要はないのかというような御意見はなかったのか。

それと、この本議会で質疑が終われば、賛成・反対討論があった後には、採決されるのかどうかとですね。採決されていくのかどうか。（「委員長にそげなものを」と呼ぶ者あり）それと、そしてこれは、この文言について、これを修正、修正するために、また委員会を開くというようなことは考えられないんですか。以上、3点です。（「委員長、副議長が答えられるん」と呼ぶ者あ

り)

○議長 小田 武人君

内海委員長。

○一般質問における発言内容の調査特別委員長 内海 猛年君

我々は議長から一般質問の発言内容の調査を付託受けたわけでございます。そしてその調査結果を議長のほうに提出したわけです。妹川議員がいろいろ言われます。それはこの委員会とは関係ございません。あくまでも議長が判断すべきことです。私のほうからこれは議案の中に入れなさいとか入れなさんとかそういうことは、一切言えないわけです。他の委員さんからもそういうふうな発言は全くありませんでした。あくまでも調査結果を議長に報告しただけでございます。

以上です。(「妹川議員が長い質疑が終わりましたので、私もちょっとこの委員長質問をさせていただきますが・・・・」と呼ぶ者あり)

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

それでは私もですね、質問をさせていただきます。

私自身もですね、先ほど妹川議員のおっしゃったように、これに関する情報というのは全くありません。ただ、前の議会のその内容の中ではですね、一つにね、こういった町内には状況がありますよという説明のほかに、やはり青少年の健全育成というふうに向けたですね、形の 하나가報告をされて、そしてそれで動議が出ちゃったというふうに捉えておりますので。そこで、こういったその一つの委員会の中で審議していく場合に、例えば一つの言葉というものの使い方、それによってですね、振り回されるんじゃないで、これを解決していくために、じゃあ何をすべきなのかというところの観点で、この今回の報告書を読ませていただきました。で、私自身もこういった内容はわからないといったところから、傍聴にはですね、議運を含めて3回聞くことによって、そのところの部分の一つのずれというものを考えたわけです。で、その中で、まず第1点のずれというのがですね、ここの表現、先ほども妹川議員がおっしゃいましたので、くどくは言いません。蔓延という言葉ですね。だから委員長に聞きたいのは、蔓延という言葉をもどの程度の範囲をもって蔓延と言っているのか。そして学校の部分については、蔓延という言葉なのか、それとも一つの問題の薬物のその使用という格好の中で出たのかというところのその辺の認識度をちょっとお尋ねします。

それから今回この問題に関して、いろいろなやはりクレームがついてますね。このクレームというものが、私たちの議員でさえ知り得ないところの部分がいかにしてそういうふうな形が出てきているのかというところ、ある意味、逆にね、私はあの、疑いたくないんですよ。疑いたくない

いんだけど、疑わざるを得ないような状況が既に生まれてきているような気がしたんです。だからその辺がああ、その一つの委員会の中で、もしも論議されたとするならば、当然にこの部分で載せるべきか載せないべきかというその辺の論点まで入って、切っていったはずなんです。ところがここに載ったということは、そういったところも含めてやったんじゃないのかなというふうに感じられましたので。

それともう1点。これ芦屋町の地理的要件というのはあまりにも御存じないのかなと、この委員さんの皆さんがね。というのは、基本的に芦屋町というのは折尾署管轄の中にあります。ところがある意味、若松との接点というのは非常に多いんですよ。ですから、私が現役のときに青少年問題協議会というものを担当していました。そうした中ではですね、そういった関係性までを含めて全部情報というのは来てたんですよ。ところが今はそうじゃないのかという問題。で、これが町民会議に切りかわった。その時に青少年問題協議会・・・・・・・・

**○議長 小田 武人君**

刀根議員、調査結果の報告の内容について質問してください。

**○議員 4番 刀根 正幸君**

いや、だから、内容について今言っているんですよ。その内容の部分について、その余りにも狭義的なものの見方でね、言っているんじゃないかな。本来的にこの問題発言という格好の中で、問われるべきは、今の芦屋町の現状をどう打開していくのかというところの分のほうが大事なんで、「それは違う」と呼ぶ者あり）でその辺を私のところでですね、ちょっと検証したいなということで委員長の方から御回答をお願いしたいと思います。（発言する者あり）

**○議長 小田 武人君**

内海委員長。

**○一般質問における発言内容の調査特別委員長 内海 猛年君**

我々は刀根議員の考えていうのはありません。あくまでも調査を認められて事実確認をしただけです。事実の確認の仕方、それに対しての質疑であれば、私はこうこう、こういうことで答えます。ただ理想を言われても、私のほうはこうですよ、ああですよ、という話はできません。

それと蔓延という言葉はどう感じるかと。これは蔓延という字のとおり皆さん方がどう感じるかと。多分、町内、芦屋町そんなに大きくないですよ。商店街。その中で、やはり蔓延といえはほぼ全域に、商店街全域にそのような要素があり得るということだと思っわけですよ。1カ所でポツンとあるこれが蔓延という言葉は多分出ないと思います。我々としては、芦屋町の中でも、やはり大きな面積というか、商店街の中で、そのようなものが発生しているだろうという判断の中で、それは多分、田島議員がそういうような発言をされているわけですからね。私が発言したわけじゃないです。だから私は田島議員の発言した内容を蔓延というのは、やはり商店街の中で

も、やはり結構そういうものが広がっているだろうという判断の中で蔓延という言葉は使われたと思いますし、私たちもそういうような形でっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

となりますと、小学生——小中学生ですね。そのところの部分での蔓延ということの部分は、あくまでも薬物のその使用という形で限定したと。それは人数の拡販している部分じゃなくて、その数名であっても、それは薬物の使用といったところの部分の表現にとどめているという解釈でよろしいですね。

○議長 小田 武人君

内海委員長。

○一般質問における発言内容の調査特別委員長 内海 猛年君

小中学生の間に蔓延ということは、実際にその蔓延と言葉がどうか。まあ仮にそのようなものが子供たちではやっていけば、確かに蔓延ということも当たるかもわかりません。ただ今回調査した中身というのは、あくまでも教育委員会、それから警察においても全く該当者がいませんよという状況ですよ。だから私たちがその、今言ったように、その蔓延ということの子供たちがどこまで何人しているのか、5人しとるのか、10人やったら蔓延かと、そういうようなものを我々が判断するべきものではないわけです。蔓延という、これはただ田島議員が蔓延という話をただけであって、私たちが蔓延であれば、10人だったら蔓延か、20人だったら蔓延やないのかという、そのような判断は我々はしません。あくまでも事実確認をただけですから。実際に子供たちが覚醒剤、そのような、覚醒剤といったら失礼ですけど、薬物関係、これを行っているかということ言われたわけですから、それに対して、私たちは事実を確認しただけのことでございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

これは最後となりますけども。やはり、私はこの内容の部分というのはまだ調査中であるというふうなイメージがどうしてもあるんですね。ですから、本当にその辺のところはきちんと整理されて、この報告書をですね、出すべきではなかったかと。それは私自身が傍聴に行ったときに、その3回の枠の中ですね、もうちょっと深めていく必要があるなというふうに感じましたので、その点について、もうこれでもって終わっていくのか。それともこれを提出したら、もう後は議

長裁量に任して自分たちの調査委員会は終わりなんだという形でのスタンスで行くのかですね。それを確認しときます。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海委員長。

○一般質問における発言内容の調査特別委員長 内海 猛年君

私がこの後にまた続くかどうかというお答えはできません。我々は、調査結果の結果報告ですから。結果が出たから議長に報告しただけです。議長はこれを受理されて議長はこれを見られて、いやいや、この結果は不備じゃないかという思いがあればまた議長が発議されて特別委員会を設置されればいいことだけであって、私がこれに対して、いや、まだ調査を継続しますよという話じゃない。あくまでもこの報告第10号は調査結果の報告ですから、我々としてはこれで完結したと思っております。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。日程第29、一般質問における発言内容の調査特別委員会報告について討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。討論あるの。(「はい」と呼ぶ者あり) はい、妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

はい、妹川です。

今、委員長のほうからですね、調査報告書の件について質問に対していろいろお答えいただきました。私は基本的にですね、田島議員の一般質問における問題点があるとしたらですね、問題点があるということだから、この会議録から削除するという前提の中でですね、進められてきている。その前に事実かどうかということでしょうけれど。まあ議長の職権による発言取り消しというのが議員必携にありますよね。だからこれは議長に質問してもお答えにはできない立場でしょうから、田島議員を呼んで、そしてこの薬物の件とか、逮捕の件とか、中学生のこととか、蔓延化しているとか、何かそういうような形で先ほど横尾議員が言われたように、ふさわしくないとかいうようなものを感じられたならば、感じられたと思うんですが、議長はね。だったら本

会議の前にですよ、呼んでそして発言の取り消しを促す。それでもって、田島議員がいいえ、これは事実ですから撤回、拒否、撤回、削除することについてはしませんと言ったんだろうと思うんですね。この勧告に従わない場合には、取り消しを命ずる扱いが適当であるとされている。それをなぜ議長の発議で調査特別委員会を設置して、そして7名の方々が7回、その議長の判断に基づいて時間を割いてですね、まあ時間を労してやられたと思うんです。その原因はボタンのかけ違い。

私が2年ほど前に、2年ほど前に、町長の、私の発言に一部問題点があるということで動議がかかりました。そして7名、8名の方々が調査特別委員会を開いて、私はその委員長である小田委員長からこのことについて聞きたいということと言われましたが、この動議の趣旨が先ほどもちょっと触れましたけど、妹川議員が行った一般質問の発言内容について、町長から議会運営員会によって審議してほしいとの要望がありましたと。こういうね、議会を介入し、議会を愚弄するような発言の中でこの提出者松上議員、辻本議員、この方から動議が出され、そして私は委員会

——その特別委員会の中にすぐ呼ばれて、この質問についてどうですかと。その中で私は、私は拒否をしましたね。でもそのときの委員長は、議長に横尾議長に提出されて、そしてそれを文言を削除されました。なぜそういう扱いをされなかったのかなと、今、委員長にお話したところ、調査特別委員会でそれを本議会に出すか出さないかという判断は自分ではないと。あくまでも議長やということで公になったと思います。

○議長 小田 武人君

妹川議員、妹川議員に申し上げます。

○議員 5番 妹川 征男君

何ですか。

○議長 小田 武人君

一般質問における発言内容の調査特別委員会の報告について討論をやってもらいよる。外れないように。

○議員 5番 妹川 征男君

いや、私は、前はそうだったのに、今回こういうふうに本議会でね、出されることについて、委員長は、内海委員長はそれについては決定権がないから、議長に出したものですよということ言われているから、私はそういうことを踏まえながら、踏まえながらですね、そういうふうにしてほしかったなど。私はあくまでも田島議員を擁護するとか、肩を持つとかいうことではありません。私はこういう議会のあり方ね、議長が裁量権があって、それを削除すれば、それで済んだんではないかと言っているわけね。だから、それにもかかわらず、いわゆるこういうことが本

議会に出されて、いわゆる針小棒大と言いましょかね。こんなのが一般質問の中身について問題点があったかもしれませんが、それを議会の本議会まで出してやる必要があったのかと。これは録画中継がありますから、そういう針小棒大なものが私も加担しているかもわかりませんが、やはりこういう議会のルールというか、議長の判断で削除してほしかった、あの——裁量権で采配してこの調査特別委員会を設置する必要があったんかというふうなことですね、また中身についても今、委員長に質問し、そして回答していただきましたけれど、やっぱり納得できないものがたくさんあります。

それとですね、もう一つが、この調査特別委員会でおそらく、これ、報告されて採決されるだろうと思うんですが。これはこの調査特別委員会は前回、一週間、10日ほど前の議会運営委員会ではですね、議会運営委員会では、なぜこれをその議会の本議会で提出するのかということに対しての回答は、議会事務局長の回答は、町立病院事業に関する調査特別委員会報告、それに議会改革特別委員会の報告がありましたよね。それは本議会に出しました。だからそれに倣ったということですけど。あのときの委員会は2つの委員会は全員で取り組みました。全員で取り組んで、全員で意見交換し、そして文章もそれぞれ検討して、じゃあこれでいこうということで、全員一致で決まったと思うんです。だから本会議では質疑もなし、賛成討論もなし。特別委員会で全員一致でしたから。なのに今回の場合はそれに倣ったと言われてはいますが、残りの議員はその田島議員の会議録、議事録、一切見てないんですよ。そういう中において採決できますか。私はこれは反対討論の中で提案はできないかもしれませんが、やはりもう1回ね、いろいろな質疑で納得できない部分があるから、これを再度特別委員会を設置して、議員全員が入って検討していただきたいなど。おそらくそれすらしていただけないだろうと思うんですが。そういう意味ですね、やはり我々の議会の権威、私はこういうことをすること自体が議会の権威を失墜していると思います。私は議会の権威を回復するために、その守るためにね、こういうものは採決してはならないと思います。

以上、私のこの調査特別委員会の報告については、反対します。議員の皆様の良識ある判断を待ちたいと思います。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りいたします。日程第29、一般質問における発言内容の調査特別委員会報告については、

委員長報告のとおり、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、一般質問における発言内容の調査特別委員会報告については、委員長報告のとおり、承認することに決定いたしました。

これで、一般質問における発言内容の調査特別委員会は終了いたします。

なお、この件に関連して御報告をいたします。まず、平成30年第2回定例会最終日に宣告しておりましたとおり、調査特別委員会からの報告が承認されましたので、議長において、田島議員の一般質問における不適切な発言部分の取り消しを命じ、会議録から削除の措置を行います。

次に、平成30年8月27日に調査特別委員会から報告書の提出を受け、再三にわたる電話連絡及び自宅等への訪問の末、8月31日の夜10時20分ごろに田島議員に会うことができました。そこで、今回の一連の発言については、航空自衛隊芦屋基地及び芦屋町教育委員会からは事実ではない旨の回答文書が、また、芦屋町商工会、芦屋町観光協会、芦屋町四校PTA連絡協議会からは抗議文書も提出されていることから、謝罪をしてはどうかと話をしましたが、謝罪をするつもりはないとのことでございました。

最後に、芦屋町議会として、今後の一般質問における発言、あり方などについては、議会運営委員会とともに十分な協議をしていく所存でございます。

以上、報告を終わります。

ここで、田島議員の入場を求めます。

[7番 田島 憲道君 入場]

---

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさんでした。

午後2時02分散会

---